

1 2 月 1 3 日 (第 2 日)

12月13日(水)第2日

午前10時00分開議

出席議員

1番	越野哲也	2番	野崎剛睦
3番	前田鎮夫	4番	胡子雅信
5番	林久光	6番	住岡淳一
7番	山根啓志	8番	水口直樹
9番	胡子勝弘	10番	登地靖徳
11番	浜西金満	12番	山本一也
13番	石下洋子	14番	吉岡憲伸
15番	新家勇二	16番	鎌田哲彰
17番	山木信勝	18番	下河内泰
19番	太刀掛隼則	20番	扇谷照義
21番	小西俊明	22番	沖也寸志
23番	伊藤一志	24番	西中克弘
25番	上田正	26番	田中達美

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	曾根 薫	助役	津山 直登
収入役	山西 文男	教育長	正井 嘉明
総務部長	田口 宜久	市民生活部長	玉井 栄藏
福祉保健部長	吉田 茂	産業部長	出口 節雄
土木建築部長	黒瀬 洋二	教育部長	三島 雅司
生涯学習部長	東谷 寛明	企業局長	中下 清和
消防長	小跡 孝廣	江田島支所長	山本 秀男
沖美支所長	大越 次人	大柿支所長	新田 登美男
総務課長	酒永 光志	財政課長	徳永 信幸
企画振興課長	空田 賢治	監査委員	栗本 勲二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田 豊
議会事務局次長	久保 和秀
議事調査係長	横手 乃文

議 事 日 程

日程第1 一般質問

日程第2 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第 3 諮問第 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 諮問第 9 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 議案第 8 7 号 平成 1 7 年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 8 8 号 平成 1 7 年度江田島市交通船事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 8 9 号 平成 1 7 年度江田島市国民宿舎事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 9 0 号 平成 1 7 年度江田島市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 9 3 号 広島県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第 1 0 議案第 9 4 号 江田島市副市長の定数を定める条例案について
- 日程第 1 1 議案第 9 5 号 江田島市市民サービスセンター設置条例案について
- 日程第 1 2 議案第 9 6 号 江田島市表彰条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 3 議案第 9 7 号 江田島市税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 4 議案第 9 8 号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 5 議案第 9 9 号 江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 6 議案第 1 0 0 号 江田島市ビオトープ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 7 議案第 1 0 1 号 江田島市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 8 議案第 1 0 2 号 市道の路線廃止について
- 日程第 1 9 議案第 1 0 3 号 市道の路線認定について
- 日程第 2 0 議案第 1 0 4 号 平成 1 8 年度江田島市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 1 議案第 1 0 5 号 平成 1 8 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 2 議案第 1 0 6 号 平成 1 8 年度江田島市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 3 議案第 1 0 7 号 平成 1 8 年度江田島市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 1 0 8 号 平成 1 8 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 5 議案第 1 0 9 号 平成 1 8 年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 議案第 1 1 0 号 平成 1 8 年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 7 議案第 1 1 1 号 平成 1 8 年度江田島市農業集落排水事業特別会計補

正予算（第2号）

- |       |         |  |
|-------|---------|--|
| 日程第28 | 議案第112号 | 平成18年度江田島市交通船事業会計補正予算<br>（第1号）             |
| 日程第29 | 議案第113号 | 平成18年度江田島市水道事業会計補正予算（第3号）                  |
| 日程第30 | 議案第114号 | 平成17年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定<br>について            |
| 日程第31 | 議案第115号 | 平成17年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳<br>出決算の認定について      |
| 日程第32 | 議案第116号 | 平成17年度江田島市老人保健特別会計歳入歳出決<br>算の認定について        |
| 日程第33 | 議案第117号 | 平成17年度江田島市介護保険特別会計歳入歳出決<br>算の認定について        |
| 日程第34 | 議案第118号 | 平成17年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別<br>会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第35 | 議案第119号 | 平成17年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決<br>算の認定について        |
| 日程第36 | 議案第120号 | 平成17年度江田島市漁港管理特別会計歳入歳出決<br>算の認定について        |
| 日程第37 | 議案第121号 | 平成17年度江田島市公共下水道事業特別会計歳入<br>歳出決算の認定について     |
| 日程第38 | 議案第122号 | 平成17年度江田島市農業集落排水事業特別会計歳<br>入歳出決算の認定について    |
| 日程第39 | 議案第123号 | 平成17年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳<br>出決算の認定について      |

## 開議 午前10時00分

○議長（田中達美君） ただいまの出席議員は26名でございます。  
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

### 日程第1 一般質問

○議長（田中達美君） 日程第1「一般質問」を行います。  
それでは、順次一般質問を行っていただきます。

3番 前田鎮夫議員。

○3番（前田鎮夫君） おはようございます。

昨日に続きまして、昨日、私の番がくるか思って待っておったんですが、どうも議長さんが明日にせえ言われまして、今日に無理やりになりましたので、質問させていただきます。

市制以来、行財政の改革ということを進められまして、本年3月に皆さんお手元にもありますように基本構想案、それから、行財政改革大綱、改革実施計画、さらには集中改革プラン等が市の方から示されました。これを基本として、さまざまな改革施策を推進実行されているところであろうと思いますが、この間、市民の方は、痛みといいますか、公営船の運賃の値上げとか、高齢者の割引運賃制度の廃止とか、あるいは介護保険税の改正等、見ようによっては非常に行政サービスが後退感というのがあったのではないかと思います。さらに市民には最も近親感がありました出張所の窓口の廃止とか、あるいは学校が統廃合というようなこともありまして、これは一体どうなるのだろうかという地域間の格差感が、やはり負担というのが非常に重くなってきたと、本当に合併について矛盾を感じながらも今日まで忍んで受け入れているのではないかと思います。ご承知のように、国の三位一体改革も実質は地方により厳しい財政運用になっていると感じます。社会情勢も周辺を見ましても、景気回復といわれながらも、周辺の実情からはなかなかそんなものは感じ取られないし、実際にこの市内、島内にも身近にフリーターやら、ワーキングプアの実態を見ますと、むしろ社会が不安定化してきているのではないかという感じさえ思います。

あれやこれやでそんな明るくないことが多い中で、江田島市はこれからどう変わっていくのだろうか、市政や市民生活の先行きを心配している市民の方もかなりおられますし、少なくないのではないかと思います。基本構想の事務の中にあるように、住みやすい、住んでよかったといわれるような希望の持てるまちづくりとして、市民が理解し納得しているのだろうか、そういう施策実行された、あるいはこれから実行計画のある施策内容と成果について、当局はどのようにお考えになっているのか。また、実感としてその手ごたえがわかりましたらひとつお伺いをしたいと思います。

それから、市財政もっと厳しくなる中で、現状の実態と、これからの方向展望を市民に説明いたしまして、市民の中に入って、生の声を聞きながら、より理解を得ること

も、これからは大切な重要なことだと考えますが、これにつきましていかがお考えでしょうか。

これが昨日まで考えました原稿だったのですが、実はこれも既に昨日からの一般質問でかなり同じような質問が出ておまして、既に市長の方から答弁をされております。二重にも、三重にも、四重にもなると思いますので、私、席の方で追加質問をさせていただこうと思っておりましたので、その方を含めて、ここでお尋ねをしておきます。

先ほど申し上げましたが、改革ということにつきまして、基本計画案、行財政大綱、それから、実施計画集中改革プラン、私はこれは実によくできていると思うんですよ。ただし、このとおり実行されたら話ですよ。これ実によくできていると思います。これは本当、事務局も随分苦労されたのではないかと思います。要は、市民が4町合併をしまして、市になれば、どんな市なのだろうかということはかなり期待しておったと思うのです。これから江田島市が生き残って、大きく羽ばたいていくためには、示されたような行財政改革は、これは私は必要だと思えます。ぜひ力強く実行していただきたいと思えますが、要は目的は市民のためであることも忘れないでいただきたいと思えます。

将来のために厳しく論しながらやるということ、最もと思えますが、市民は、日々の生活が精いっぱい、いわゆる市が行う行政に一々直接意見なんか言ったりするような余裕も機会もなかなかないわけです。その行政がやることで、市民が疲弊したのでは、これはだれのための行政改革だということになると思えますので、ひとつよろしくお願いいたします。

いま一度、改革すべき順序も含めまして見直しをしながら改革実行していただきたいと思えます。これにつきましては、年々、計画をローリングしながら、状況を見ながらやるということがございますので、安心をいたしております。特に補助金とか、負担金とかの見直し、特に建設工事単価、いろいろ検討もされておるようですが、やる気があれば、私はこれらは早急にできるのではないかと思います。ただ一つ、昨日からもいろいろ提案があったようでございますが、人件費につきまして、まさにむだと感じるところは当然思い切って削減、思い切った対策をされることは、やられにゃいけないと思えます。ただ、私は、中央ベースさえカットして下げれば、それでいいのだということではなしに、私はむしろその分だけを職員に仕事をしてもらおうということも視点に入れて、職員の士気高揚を促すことも私は大切ではないかと思っております。

この改革計画の中にも、パブリックコメントの提案もありましたが、市民の忌憚のない意見、提案で身につくことも私はかなり市当局にもあると思えますので、ぜひ早急にこれを実施取り入れていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中達美君） 答弁を許します。曾根市長。

○市長（曾根 薫君） おはようございます。

昨日に続いてのご出席、まことにありがとうございます。傍聴者の皆様も、雨天にもかかわらずお越しいただきましてありがとうございます。

さて、3番議員のご質問でございます。その前に私は、新聞の論調あたりでも、結構論じております今年の7月7日に、骨太方針これがいよいよ示されまして、一体その

改革については、国民を協調しながらやるのだらうと、そしてこの改革の最大の効果は何だろうかということをお願いしている新聞紙上を見まして、その中で地方自治体の主体性をこれから負わなきゃならんというのが芽生えてきたと。これからが大変だとはいいながらも、その気構えは、全国各首長が心しておることだと思っております。それに合わせて、厳しい、厳しいと言いつつも、国民のとりわけ市民一同は、そのことはわかりながら、わかっていながらなかなか合併とした効果が出てこないのではないかというふうな方もいらっしゃると思います。しかし、私は今年も新年度予算で申し上げた、つまりじつと今、我慢をしながらも、しっかりした後世に何を残すかの種をまいて、その芽がたくのをみんなで心を一にしてやろうではないかという意識に私はいただいているというふうな実感を持っているところでございます。

さて、行財政改革の実行について、いろいろなプランを私どもお示ししておることについては、一定の評価をいただいて、ほめてもらっております。しかし、さてこれがうまく実行に移せるのかなという危惧の面もお持ちだろうというふうに私は受けとめております。しかも、私をはじめ、職員一同が、本当に一生懸命汗をかく、そして知恵を出すということがこれからの私たちの責務にかかっているという思いでおります。

その行財政改革の施策につきましては、先ほど申し上げましたように、市民に十分、理解納得されておるか。また、実行中の施策について、その内容と成果について、どのように考えていらっしゃるか、実感として手ごたえについてのご質問でございます。率直に言うと、私は手ごたえある。思うように行財政改革の実施計画の期間は平成17年度から平成21年度の5カ年といたしております。行財政改革の大きな目的の一つとして、合併の効果をより早く、より多く発揮をしていくため、諸情勢の変化を踏まえた事務事業全般の抜本的な見直しと、合併を契機に顕在化した三つの過剰、つまり、職員、施設、借金の解消を図り、スリムで効率的な行財政運営の確立にあると思うわけでございます。これまで住民自治組織の確立、小・中学校の統廃合の推進、先ほどもおっしゃいました市民直轄の出張所、あるいは連絡所の廃止、事務事業全般にわたる1市4制度の見直しなど、議会並びに市民の皆様、また関係機関のご協力、ご努力のもとに、実施計画に添って一步一步ではありますが、着実に行財政改革の推進が図られていると、このように思っております。

改革の中には、事務事業の廃止や、各種団体の補助金の削減、施設の統廃合など、市民サービスの低下を伴うもの、痛みを伴うものが含まれ、これを避けてとおることはできません。市民に十分納得、理解がなされているかのご質問でございますが、十分納得がいかないまでも、理解、協力が得られ今日にいたっているものと私は思っております。引き続き、選択と集中による事務事業の重点化、計画的な経営管理に基づく、職員の削減をはじめとする組織のスリム化、財政の健全化等を図り、明日への展望と期待の持てる行政の運営をしなければならぬと考えております。

私の政治公約であります安全で安心なまちづくりと、本市の将来像である自然との共生、都市との交流による「海生交流都市えたじま」の実現のため、今後とも不退転の決意で、行財政改革の推進に努めていく所存でございます。

そして、市民の中に入って、市民の生の声を聞くことも必要ではないかのご質問

につきましては、いつも申し上げております。私を含め、全職員があらゆる機会、あらゆるチャンスを活用させていただき、それに努めてまいり所存でございます。

先ほどもお話がありましたように、職員の待遇につきましても、私はそれなりの仕事をせよと、ただ、ただ年功序列で時が進めばいいのだという意識はもう通用しないよと、ともかく市民の目線に立って、しっかりと地方自治の本旨をわきまえながら役割を果たすよう、いつも言っております。繰り返しになりますが、職員が一糸乱れず、そして我がまち、我が村、エゴは捨てながら、そして今おかれている現況をしっかりと踏まえて、これからの江田島市の発展のために、尽くすということが自治に対する貢献だと私は思っております。以上で終わります。

○議長（田中達美君） 前田議員。

○3番（前田鎮夫君） 細かい数字は、今の質問でかなり聞かせていただいておりますので、今の市長さんの姿勢と言いますか、それに対しましては、本当に同慶いたします。ぜひそれでやっていただきたいと思うのですが、これは余計なことかもしれませんが、私ちょっとですね、先日、私の友人の息子さんが全国紙の新聞記者をしておられまして、これは北海道から九州まで赴任経験があるということですね。江田島のことでは何か活力になるような知恵はないかということで、ちょっとお尋ねしたのでありますよ。何か学ぶことはないかなと思って聞いたのですが、その答えが、全国みんなどこへいっても同じようなことを聞くって、そんなことあるわけないじゃないかって、そんなカンフル材はありませんよと。ただ、その地域に行って感じることは、活力を感じるまちには、必ずといっていいほどエネルギーな熱意のあるリーダーがいる。周辺にも士気を感じるものがありますから、そういう人を育てることが先ではないのですか。特に私も考えましても、市の職員の中にもおられると思うのですよ。市の中にもそういう方がおられると思いますので、そういうことをはっきりされて、ぜひこの市制の活力ということにつきまして、ぜひ市制の活力につきましてお願いしたいと思います。

さらに、その方が言われるのには、夕張市でちょうど、まだ開発がどんどん進むときにちょうど赴任しておられたらしいのですが、その方は、まだ夕張市のようなものは第2、第3幾らでもありますよと、全国に。ただそんな市には共通して言えることは、いよいよ困ったときには、国・県が何とかしてくれると思っている人がかなりいると。それは首長も議会も同罪ですと言われたのですよ。かなり厳しいことを言うなと思ったのですが、それやこれや結果を見ますとね、先日の行政結果責任として、元市長に対しまして、司法の場で補助金の返還命令というのが判決があったということで報道されておりました。結果として市民に損害が起きたと判決された場合には、過去に逆上ってでも責任を問われる時代ではないかと思っておりますので、この江田島市にあると思いませんが、さきざきそういう禍根がないようなそういう市制を行っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

もう1点、市長さん、漫談ではございませんか、この前、私の地元で、コミュニティ祭りというのをやりました。ちょうど市長さんがそのときに姿を見せていただきましたので、皆さんが後の反省会でいわれるのに、まあ市長は優しい人で、弱い人を助ける人やけん、これは私が言ったやないですよ。知り合いの方が言われたのですけ。きっと



情がある明るい市にしてくれると、まあ期待をしておりますよと、そういう市民が後ろにかなりおるということをぜひ忘れないでいただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（田中達美君） 以上で3番前田議員の一般質問を終わります。

続いて、19番 太刀掛隼則議員。

○19番（太刀掛隼則君） 太刀掛でございます。もう行財政については5番目ですか。もう二番せんじのようなものでございませぬが、一応、私なりの行財政について述べてみたいと思います。

最初に行財政について。政府は7月に骨太の方針で財政健全化への取り組みなど、閣議決定いたしました。当面、地方交付税の法定率が確保されましたが、交付税をめぐっては、前竹中総務相の懇談会では、算定基準の人口と面積を中心に切りかえるとしております。新型交付税の導入を考案しております。これ以上の削減は地方自治体の存続が危ぶまれるところでございます。政府の方針では、歳出の削減を最大で1兆4千300億円にすると盛り込んでおります。交付税の削減もあり得ると思います。したがって、本市においても歳出の削減を図らねばなりません。

まず、人件費でございます。18年度一般会計について、約39億円余を予算で占めております。割合が26.3%と大変大きい数字ではないかと思っております。次に、定員の正常化であります。団塊の世代の退職により減少しますが、さらなる削減が求められます。定数の削減を退職者の標準のみで行うのは限界があると考えております。ところでお聞きしますが、扶助費18年度15億円、予算の割合にして10%あります。これが増えてもまず減らないのではないかと考えております。なお、中学校、小学校の更新は目前にあります。これは必要不可欠ではないかと思っております。歳出不足は市債に頼るしかないのであります。公債費、18年度約25億円がまず低下することは考えられんのでしょうか。

また、税の増収は見込めず、自主財源の低下は否めません。非常に厳しい行財政運営が強く求められます。転ばぬさきの杖ということわざがあります。市長に忌憚のない所見をお伺いしたいと思います。

次に、地方債の繰上償還についてであります。これは当市のみでの減少ではありませんが、事業費の財源の多くは起債に依存するといったことで推移してまいりました。その結果、17年度末における地方債の残高355億1,000万円ですか、うち特別企業会計等が117億3,000万円ありますが、公債費の割合、予算の17%の25億4,000万円に達しております。これは江田島市の市税に匹敵するものでございます。そこで、質問いたします。現在は低金利時代であります。市中銀行から低金利のものを借りて、高利の政府資金を繰上償還することを検討し、実行して、将来の財政負担を軽減すべきであると考えます。借り手側としては、高金利が保証されているので、繰上償還を拒否することも予想されますが、金融機関と話し合い、発行条件を決め、縁故債については、11道・県で繰上償還を実施しております。この11道・県とは北海道、富山県、山梨県、長崎県、和歌山県、島根県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県であります。都道府県ではできるが市町村ではできないということはないので、繰上償還を強く

求めるものであります。市長に所信をお伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（田中達美君） 答弁を許します。曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 19番議員にお答えをいたします。

昨日もほぼ同じようなご質問をいろいろな方からいただいて、その答弁と重複する部分もあるかもわかりません。ご答弁申し上げます。

行財政について、人件費、つまり定員の正常化についてでございます。ご意見ございますように、本市の税収の伸びは期待ができません。新型交付税方式の導入も予定をされる中、交付税の削減も引き続き危惧されるところであります。歳入の確保は今後とも一段と厳しい状況下にあります。財政調整基金の残高も減少し、本市の財政状況はかつてない深刻な事態にあると言えます。

歳出の削減は避けて通れません。選択と集中による事務事業の重点化、あれもこれもから、あれかこれかへの転換、計画的な定員管理に基づく職員の削減をはじめとする組織のスリム化等、行財政改革を積極的に推進をし、健全な財政の運用を図るよう努めてまいります。先ほどもご指摘がありましたように、退職者だけのスリム化は無理ではないかとおっしゃるのですけれども、年々の状況を見ながら、実行に移すという中において、やはり職員はその職場で与えられた任務を遂行しておるわけですから、減員をするにも限界がございます。いろいろな方法を考えながらやっていく中にも、退職勧奨制度もございます。それらを含めて、長期的、中期的な計画の中の執行で、市民サービスを低下しないように、そして断層が生じることのないように、ある一定の職員の確保ということは念頭に置かなきゃならないということで、今は実行に移しておるところであります。

昨日も申し上げたのですけれども、今は花も咲かなくとも、我々で種をまいたものが芽となり、先で花をつけ実をなすよう、将来を見据え、市民の目線に立った行政の運営をしっかりとやっていく気構えでございます。

地方債の繰上償還についてでございますが、まず普通会計における地方債発行の平成17年度末現在の状況を申し上げます。現在高総額は220億9,600万円であり、そのうち縁故資金は49億8,700万円で、22.6%を占めております。政府資金の繰上償還につきましては、違約金等の制約があり、繰上償還が非常に難しく、繰上償還のための新たな起債発行は地方自治法第230条によって、起債発行が認められていません。しかしながら、縁故債の繰上償還につきましては、財政状況を見ながら検討しており、平成17年度は4,745万2,000円の繰上償還を行いました。現在、縁故債で金利が高いものにつきましては、4%のものが2件、これは平成18年度末現在高が2,920万円ありますが、これは地域総合資金貸付金によるもので、その性格上、繰上償還はできないものです。残りは金利2.5%以下のものであります。今後、該当事業、例えば、校舎の建築などによって一時的に大きな資金が必要な場合の財源調達の手段として、地方債発行は有効であります。安易に起債に頼ることなく、長期的な財政運営の観点に立って、各種施策事業が効率的に実施できますように努めてまいります。以上です。

○議長（田中達美君） 太刀掛議員。

○19番（太刀掛隼則君） 繰上償還をわずかではあるが行っているということでございます。一つお伺いしたいと思います。今、減債基金が17年度末で10億円あります。預けておられます利息が0.05%、48万9,000円でございます。大変低い金利で預けております。繰上償還に充当した方がより効果的ではないかと考えておりますが、それができないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 先ほど市長の方から答弁がありましたように、減債基金は一定の目的を持ったものでございまして、政府からの資金については、繰上償還は難しいという答弁をしたところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（田中達美君） 太刀掛議員。

○19番（太刀掛隼則君） 目的は何やこれ。公債費に充てるのでないか思うのですが、違います。それだったら償還して私はいいいのではないかと思うのですが。間違っているのかね、私の考えが。もう一度お伺いいたします。

○議長（田中達美君） 酒永総務課長。

○総務課長（酒永光志君） 失礼いたします。減債基金につきましては、議員さんご指摘のように、公債費に充当できるものでございます。ただし、先ほどの説明の中で申し上げましたように、起債に事項を指定しても償還はこれは難しいと先ほど申し上げました。この減債基金につきましては、のちのちのいわゆる財源調整、公債費に対する財源調整の部分に充てるべきでありまして、これにつきましては慎重な繰り入れが必要ではないかと思っております。よろしくお伺いいたします。

○議長（田中達美君） 太刀掛議員。

○19番（太刀掛隼則君） わかったようなわからんような説明ですが。私はね、答弁いりませんけれども、私は償還金に充てた方がいいと思います。私はですよ。しかし考えようによって、減債基金を一般財源で取り崩されるのができるのであったらやってもいいと思うのですが、これは公債費の方に充てるのでできないと思います。私は思います。

次、ちょっと私、北海道の方へ行ってまいりました。その北海道の音更町というところでございます。ここが民間でできることは民間といった発想のもとに、行政のスリム化に成功しております。ちなみにです。面積446キロ平方メートル、人口が4万3,000人、当初予算が江田島町とほぼ同じでございます。150億円。ところが私が職員の定員、これを確保しなさいということ、職員285名しかいないのです。それで議員が24名。例えば本市で民間でできる、本市でできるとしたら、私が考えておるのですが、保育園とか、図書館、給食センター、問題の公営船と、企業NPOに委託できる指定管理制度ですか、また入札制度もありますが、民間の活力を力を活用するのも一つの選択肢だと思いますが、いかがお考えですかお伺いいたします。

○市長（曾根 薫君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 今年予算編成の中でも民にできるものは民にという発想のもとに、職員を督励しているところでございます。そして今おっしゃられました指

定管理者制度導入につきましても、この前の議会をお願いしておるところでございます。それで、給食センターのこの後出てきますけれども、配送業務につきましては、民間委託というものを取り入れて、債務負担行為、これらのものを取り入れて、行政コストの縮減に努力しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中達美君） 太刀掛議員。

○19番（太刀掛隼則君） 私は早急に取り組んでいただきたいと思います。だれか言われたように、第2の夕張ですか、大変になると思いますよ。今日の新聞見ましたら、市長ですか、26%のカット、それでもまだ低いと総務部長が言うておられます。そういう事態になったら困ります。今のうちにやっていただきたいと思います。

最後となります。ご承知と思いますが、財政破綻した夕張市の再建計画でございますが、市の職員の給料30%減、職員の270名を4年間で70名に減らす計画があります。また、市税、固定資産税、自動車税軒並み増税でございます。手数料、もちろん手数料、使用料も上がってきます。市民生活に直撃するという非常に厳しい再建案となっております。他山の石と受けとめて、今、勇気を持って、市長にお願いですが大なたを振らなければならないと思います。将来に禍根を残すことのないようあえて提言いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（田中達美君） 以上で19番、太刀掛議員の一般質問を終わります。

13番 石下洋子議員。

○13番（石下洋子君） 13番議員、通告に従って、次の質問をいたします。

もう既に答えていただいているところもありますが、一応答えていただきたいと思っております。

（1）真に住民参加の市政に転換を。市は財政難を理由に学校統合、出張所の廃止、船賃の値上げ、高齢者の運賃割引制度の廃止など、市民サービスを切り下げ、住民に痛みを押しつけてきました。今後さらに交付税の減額、県・国の補助金の減額など厳しい財政運営を迫られると思います。このような状況の中で、市民サービスを守るために、さまざまな工夫が求められます。当局が努力することは当然のことですが、ごみの分別や減量、医療費や介護費の節約、公園や道路の草取りや清掃、施設の簡単な修繕や、道路の補修など、住民に相談し、力を借りることで支出を減らすことができると思います。市民に負担を押しつけるだけでなく、財政の健全化を図るために、市の特別策、議員の給料を減額して、みずからも痛みを分かち姿勢を示し、住民とともに財政健全化に取り組む市政に転換するべきだと思いますが、いかがお考えですか。

（2）高齢者・障害者の災害時の避難について。

2004年7月の豪雨災害で新潟・福井・福島の3県合わせて計20人の死者が出ました。そのうち65歳以上の高齢者が17人を占めたことを受け、2005年3月に国が「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を定め、要援護者の住所や氏名などの情報を消防部局も共有する要援護者一人ひとりについて、避難計画を定めることなどを地方自治体に求めたとのことですが、市ではこれについてどういう取り組みをされていきますか。市はこのたびの断水時に、要援護者にただちに組織的に給水することができませんでした。一部できた地区もありますが、このことを教訓に、今後の大地震、豪雨な

どの災害時に備え、緊急に避難支援計画を策定し、具体化する必要があると思いますが、どのようにお考えですか。

(3) 市営交通船の運営について。

市営交通船が原油価格の高騰や利用者の減少等で多額の赤字を抱えることになり、春から運賃が値上げされ、またさらに今後船便の減便が予定されているとのことですが、これで赤字が解消するわけでもないことから、多くの住民が市営交通船の将来に不安を持っています。船便が島民にとってはなくてはならないものであり、航路は島にとっては道路ですから、県や国に強力に支援を求めて、赤字があっても市が責任をもって運営を続けるべきだと思います。市交通船の将来について、どのように考えておられますか。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（田中達美君） 答弁を許します。曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 13番議員にお答えをいたします。

まず、真に住民参加の市政に転換をとということでございます。議員がご質問の中で述べられているように、本市を含め、全国の多くの自治体が国の三位一体改革の名の下に、交付税の減額、国・県の補助金の減額で厳しい財政運営を余儀なくされております。このため、本市においても、今年3月行財政改革大綱、行財政改革の実施計画、集中改革プランを策定し、改革の実現に向けて最大限の努力をしているところであります。

議員も述べられておりますが、民でできることは民で行い、自治会や各種団体も一定の役割分担が必要な時代となったというように思います。今まさに真のコミュニティづくりのときがきたなと私は思うわけであります。

次に、市民に負担を押しつけるだけではなく、みずからも痛みを分かち合い、そういった姿勢をとることでございますけれども、私どもの報酬は、私どもは給料でございます。その他の特別職は報酬でございますけれども、江田島市報酬審議会の答申、これは昨日も申し上げましたように、昨年11月17日開催をして諮問をして、その答申を受けました。それに定められていることは議員もご存じのとおりだと思いますが、私は、昨日の17番議員にもお答えしたと思うのですけれども、助役時代から、労働に値するものは支給すべきとの持論でありましたが、合併時の特別職の給料について、4町が協議をし、その中でも1町が4倍の労務を与えられるよということ等もあって、それなりの対価は支給すべきだということにも、私は、今の時代、決して市民の理解を得られないよということで、4つのまちの中間どころへ定めた経緯もございまして、それが今日にいたっておるわけでございまして、具体的に言いますと金額は下がったということでございます。そして、公職選挙法のことでもございまして、私一人がやるとすれば、やっぱり議員の皆様の理解を得なきゃならんということもあります。13番議員が言われるまでもなく、常に私は行政を執行する上で、そういったことは念頭に置きながら、予算の編成を組み、そしてこの執行にいたっておるわけでございます。

次は、高齢者、障害者の災害時の避難についてでございます。本市は災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、地域防災計画を定めております。その中で要援護者等、特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まった状

況には、避難準備情報を発表することといたしております。そして、要援護者等、特に避難行動に時間を要する方は、計画された避難所への避難行動を開始をし、避難支援者は支援行動を開始することといたしております。市では現在、避難準備情報を発表する前に、はやめに避難所を開設をし、防災行政無線や、広報車での放送を通じて自主避難を呼びかけることといたしております。このはやめの避難を呼びかけることにより、高齢者等、避難に時間を要する方も余裕をもって自主避難することができると考えております。

本年9月17日から18日にかけて来襲した台風13号では、市内に23の避難施設を開設をし、126の方が自主避難をされた実態もございます。また、災害時における要援護者の情報を把握をし、支援していくことは大切なことだと思うわけでございます。福祉関係者等や、福祉サービス提供者、民生委員、自治会等、住民自治組織及び自主防災組織など、広範囲な関係機関と連携をして、個人情報に配慮しながら、情報を共有をし、平成18年3月に国が定めた災害時における要援護者の避難支援ガイドラインに沿った自助、地域の共助を基本として、できるだけ具体的な避難支援プランを策定をすることといたしております。

3点目の市営交通船の運営についてでございます。ご存じのように、原油価格の高騰、利用客の減少等による経営の逼迫はいうまでもございません。昨年、原油価格の決定システムは産油国から市場へと流れが変わり、その決定要因はマーケットにゆだねられております。つまりその価格によって経営状況は大きく変わります。そうしたことから見通しが立てにくい状況にあります。とはいえ、何もせずに手をこまねていることはできません。少しずつでも経営の改善を図るよう努力すべきものであると思います。また、公営企業としての先導的な役割を果たすためにも、公営船として維持すべきものとの考えを持っております。

それから、この事業に対する国・県の支援を求めているかどうかというご質問でございます。私は、県の市長会でも、課題としてこの件は提案、議論もいたしております。今年7月21日に県の島しょ会の総会、協議会が県知事をはじめ、県の幹部出席のもとで開催をされましたときに、私は生活航路維持対策制度の創設について要望いたしました。県の石原企画振興部長は、今、県・国とも財政逼迫のおり、新しい制度の創設は至難のことながら、市長の訴えは島民の声として、しっかりと要望は続ける必要があるというお答えもいただきました。私は一定の理解がしてもらえたと思っているわけでございます。これからも粘り強く、働きかけはしてまいりたいと思っております。

なお、13番議員がいよいよ一般質問のとりをなさったということで、一言申し添えておきますけれども、昨日と今日のこの一般質問の中でも、あげて行財政改革、今避けて通れないこの急場をしのぐなければならぬわけですが、先ほど、3番議員がおっしゃった、曾根市長は優しいから多分将来は、みんながやってよかったなといえるような市政をつくり上げてくれるだろうとのお言葉をいただきました。私は決して優しいとは思っておりません。職員みんなが結局、この急場をしのぐためには、何としても行財政改革は避けて通れない、それには市民全員の方々が理解あるご支援を賜らなきゃならないということで、市をあげてこの急場をしのぐと、職員も予算、そして事業執行

には、本当目の色を変えて動いてくれております。私はときには、雷を落とすこともございます。しかし、そんな中で厳しさの中にも、やはりみんなで一致協力しようという、そういう一致団結が不可欠だと私はつくづく思っておりますので、皆様方のご理解を切にお願い申し上げます。以上です。

○議長（田中達美君） 石下議員。

○13番（石下洋子君） まず最初に、真に住民参加の市政に転換をという点について、私は特別職や議員の給料は近隣の市に比べて高いとは思っておりません。ですが、市民のサービスを削らなければならない状況にあるから、市民ばかりに負担をさせるのではなく、市長も議員も痛みを分かちましようとして減額を提案いたしました。ともに痛みをわかったうえで、現在の江田島市の財政状況を説明し、住民に理解してもらおうということによって、はじめて住民の協力が得られるものと思われまます。

昨日、登地さんの質問の中にもありましたが、船賃の助成制度を廃止して、船賃の値上げをしても赤字は少しも減っていない、一体何のために助成制度の廃止をしたり、値上げをしたのかと思わざるを得ません。これは市民に説明せず一方的に実施したから住民の協力が得られなかったのではないのでしょうか。財政が逼迫している状況を説明して、住民が納得すれば、必ず住民は協力してくれます。断水のとて、住民が随分協力してくれましたように、住民は力を持っています。住民の協力で市道など、住民の力でつくて、市は材料費だけを出すというふうなところもたくさんあります。

ごみの分別など、住民が協力してくれればもっとごみの減量は進み、経費の削減につながると思います。これはほんの一例ですが、さまざまなことに住民が少し力を出してくれれば、大きな経費の節減ができると思います。住民の痛みを分かちつために、もう一度給料の減額を考えてみていただきたいと思います。

それから、ちょっと質問させていただきますが、現在、江田島で新聞とか、段ボールをボランティアで集めてもらっていますが、この経済効果というのは幾らぐらいになるのでしょうか。質問させていただきます。

ちょっと答えてもらって次に。

○議長（田中達美君） 曾根市長。

○市長（曾根 薫君） リサイクルの効果につきましては、担当の部長から説明を申し上げます。

2点ほど申し上げますが、まず、人件費の中で特別職の給料の減額等をしっかりと考えよということです。私の先ほどの答弁のとおりで、私はおしかりを受けるかもわかりませんが、13番議員からおっしゃったから、それでは削減しよかとそういうものではございません。繰り返しになりますが常々そのことは念頭におきながら、予算編成、それから、市政の執行に尽力をつくしておるわけです。その点のご理解いただいて、今後のあり方を十二分にご審議をいただく機会もありましよう、ご理解をいただきたいと。

それから、痛みを市民に押しつけるだけではなくてというご指摘でございますが、私は先ほど申し上げましたように、全市をあげてこの今の置かれている状態をしっかりとやらなければ、この急場はしのげんのだよということでございます。1市4制度もその中の一つですよ。全体を見てのあり方を執行しておるわけでございますので、これは議

会にもご相談申し上げながら、議会は何ととっても地域住民の代表者ですよ。私は執行権を持ってありますが、議決権は議会にあるわけですから、その公の場でしっかりと私どもは提案をし、議論をしてもらって進んでおるわけでございます。

それから、リサイクルの内訳につきましては、担当部長をして説明させますが、私は毎月第3日曜日には、出て様子を見させてもらっております。そしてその後の各自治会でのそのあり方についても議論をなさっております。効果は抜群にあったと、これからも十二分に活動していただくことが、これからのあり方に役に立つという思いでございます。以上です。

○議長（田中達美君） 玉井市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君） リサイクルへの経済効果について今おっしゃられましたけれども、この件につきましては、今、詳細な資料を手元の方へ持っておりませんので、数字的にはお答えはできませんけれども、それぞれ4地区それぞれでもってリサイクルについての協力というものは違ったものがございますけれども、大体それぞれの団体等へ、今現在でしたら業者への委託料相当分、そのものを今の助成金として、今出しておるとい状況がございます。いずれにいたしても、地域の環境美化の方へ、それぞれ住民の方がボランティア的な要素を踏まえた中でご協力をいただいておりますので、そうしたことから考えますと大きな成果は出ているものと考えています。

○議長（田中達美君） 石下議員。

○13番（石下洋子君） 今のリサイクルの件ですが、住民の力で随分な経費削減になると思っております。ですから、やはり住民にできることは協力してもらおうというふうな方向でこれからも経費節減に努めていただきたいというふうに思います。

それから、次に、高齢者、障害者の災害時の避難について、これから計画を進められていかれるとのことですが、災害被害者を出す前に体制をつくっておくのは、行政の責務ですから、早急に実効のある支援計画を策定していただきたいと思います。この問題でも、できるだけ多くの住民の力を借りていただきたいというふうに思います。そうでなければ、計画の作成はできないのではないかと思います。ぜひ強力に進めていただきたいというふうに思います。

それから、市営船のことは市が責任をもって将来も運営していくというお答えですので、ぜひそのように行っていただきたいと思います。

それから、先ほど市長が申されましたように、県の方にも一定の理解をいただいているということなのでこれからも続けて、ぜひ働きかけていただきたいと思います。

以上です。答弁はございません。

○議長（田中達美君） しばらく休憩いたします。

（休憩 11時07分）

（再開 11時18分）

○議長（田中達美君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第2 同意第1号



○議長（田中達美君） 日程第2「同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 同意第1号でございます。教育委員会委員の任命につきまして、その同意を求めることについてでございます。佐々木勉氏の任期が今年27日に満了、その後任として次の者を江田島市教育委員会の委員に任命をしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意をいただきたいのであります。

住所は江田島市沖美町〇〇〇〇〇番地〇、氏名は山口由美子、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。39歳でございます。

この人を選んだ理由としましては、かねてから教育委員5名のうちに保護者、親権者、あるいは未成年後見人である人を選びたいと探しておりましたところ、この人を捜し当てたわけであります。略歴を申しますと、〇〇〇〇〇〇高校を卒業、〇〇〇〇に入社、バレーボールの選手として全日本大会にも出場された経歴のあるスポーツマンでもあります。現在は沖美ふれあいセンターの非常勤職員としておられます。また、市の体育指導員としてバレーボールや各種スポーツを通じて、地域の社会教育に貢献をしており、2児の母親として三高小学校のPTA副会長も努め、学校教育にも事のほか熱心で取り組んでいらっしゃる。性格は明朗快活で、教育委員に適任であると思ひ、同意案をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（田中達美君） 以上で説明を終わります。

なお、人事案件でありますので、質疑、討論をできれば省略したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、これから、「同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

したがって、「同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、これに同意することに決定いたしました。

### 日程第3 諮問第8号

○議長（田中達美君） 日程第3「諮問第8号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

曾根市長から提出の説明を求めます。曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 諮問第8号でございます。「人権擁護委員候補者の推薦について」次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものであります。

住所は江田島市大柿町〇〇〇〇〇番地〇、氏名 宇都宮猛、生年月日 昭和〇年〇月〇〇日、74歳でございます。この方は非常に人格識見が高くて、広く社会の実情に通じ、人権擁護についても理解のある方で、活動家でございます。引き続いての任をお願いしたいという思いでございます。

○議長（田中達美君） 以上で説明を終わります。

同じく人事案件でありますので、できれば質疑、答弁等は省略したいと思っておりますので、お願いいたします。

お諮りいたします。

本件は宇都宮猛さんを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第8号 人権擁護委員候補者の推薦については、宇都宮猛さんを適任とすることに決定いたしました。

#### 日程第4 諮問第9号

○議長（田中達美君） 日程第4「諮問第9号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

曾根市長から提出の説明を求めます。曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 諮問第9号でございます。「人権擁護委員候補者の推薦について」次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものであります。

住所は江田島市大柿町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、氏名 大倉千代太郎、生年月日 昭和〇〇年〇月〇日、70歳でございます。この方も人格識見が高くて、広く社会の実情に通じ、人権擁護についても理解があり、活動家でございます。何とぞよろしくお願いたします。

○議長（田中達美君） 以上で説明を終わります。

同じく人事案件でありますので、できれば質疑、答弁等は省略したいと思っておりますので、お願いいたします。

お諮りいたします。

本件は大倉千代太郎さんを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第9号 人権擁護委員候補者の推薦については、大倉千代太郎さんを適任とすることに決定いたしました。

## 日程第5 議案第87号～日程第8 議案第90号

○議長（田中達美君） 日程第5「議案第87号 平成17年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計決算の認定について」から、日程第8「議案第90号 平成17年度江田島市水道事業会計決算の認定について」までの4件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第5「議案第87号 平成17年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計決算の認定について」から、日程第8「議案第90号 平成17年度江田島市水道事業会計決算の認定について」までの4件を一括議題といたします。

本件に関し、伊藤一志産業建設常任委員長から報告を求めます。

伊藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤一志君） 報告をいたします。

江田島市企業会計決算審査報告を行います。

本委員会は9月25日、江田島市議会定例会1日目において付託された議案の審議のため産業建設常任委員会を開催し、津山助役、黒瀬土木建築部長、中下企業局長のほか、各部の担当課長の出席を求めて慎重に審査を行いました。

お手元に配布しておりますとおり、産業建設常任委員会を10月12日開催し、出席委員全員賛成の承認で可決されましたので、10月30日付で報告書を提出いたしますので、報告いたします。

要望事項といたしまして、①平成17年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計については、水洗化の普及率の向上と、滞納整理等に一層の努力を、また施設の点検について十分な対応を求めます。

②平成17年度江田島市交通船事業会計については、船舶の機関等保守点検を十分に行い、市民、船員の安全配慮を求めます。

③平成17年度国民宿舎事業会計については、集客力、PRに職員の総力を結集した対応を求めます。

④平成17年度江田島市水道事業会計については、市民がより安全でより安定した飲料水等が供給される対応を求めます。

以上で報告を終わります。

○議長（田中達美君） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

それでは、ただいまの報告に対し、質疑があれば質問していただきたいと思います。

なお、委員長への質疑は報告にあります委員会の経過と報告に対するものでございます。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第5「議案第87号 平成17年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計決算の認定について」を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。本件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、「議案第87号 平成17年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第6「議案第88号 平成17年度江田島市交通船事業会計決算の認定について」を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。本件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、「議案第88号 平成17年度江田島市交通船事業会計決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第7「議案第89号 平成17年度江田島市国民宿舎事業会計決算の認定について」を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。本件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、「議案第89号 平成17年度江田島市国民宿舎事業会計決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第8「議案第90号 平成17年度江田島市水道事業会計決算の認定について」を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。本件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、「議案第90号 平成17年度江田島市水道事業会計決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

## 日程第9 議案第93号

○議長（田中達美君） 日程第9「議案第93号 広島県後期高齢者医療広域連合の設立について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第93号 広島県後期高齢者医療広域連合の設立について」でございます。

広島県後期高齢者医療広域連合の設立に当たりまして、関係地方公共団体と協議をするため、地方自治法第291条の11の規定によりまして、議会の議決をお願いするのでございます。内容につきましては、吉田福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（田中達美君） 吉田福祉保健部長。

○福祉保健部長（吉田 茂君） それでは、9ページをお開きください。

地方自治法第284条第3項、広域連合の設立の規定でございますが、これにより平成19年2月1日から県下23市町の後期高齢者医療に関する事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、協議により別紙のとおり規約を定める。広島県後期高齢者医療広域連合を設立するものです。

次の規約の説明に入る前に、広域連合の設立に至りました医療制度の改革による後期高齢者医療制度について、簡単にご説明をいたします。

先にお配りしました参考資料1をお願いいたします。

このようなグラフでご説明をいたします。

現行の老人医療制度は、平成20年度で後期高齢者医療制度に変わります。老人医療は患者負担を除き、公費と保険者、国保、政管健保、組合健保からの拠出金で賄われておりますが、現役世代がどこまで負担すればいいのか、現役世代と高齢者世代の負担割合が不明確でございました。このため、75歳以上の後期高齢者について、独立した医療制度を創設するものです。この表の中段の表をごらんください。全体が総医療費でございます。左側に患者負担とありますのは、患者さんが1割から3割の負担を病院に支払うものでございます。その医療費を除いた約9割の医療費について、高齢者が保険料で1割を負担してまいります。現役世代は支援金で4割を負担し、残りのものを公費で5割を負担していこうとするものです。現役世代の負担割合の明確化を図ったものでございます。

参考資料はこのままで、10ページをお開きください。

規約（案）についてご説明いたします。補足説明が必要な部分のみの説明とさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

まず、4条は広域連合と市町の事務処理の規定です。市町では先ほどご説明いたしましたが、患者負担を除いた新たに高齢者の方が負担する1割部分の保険料の徴収義務が生じます。この事務と各種申請や、届け出の受付事務などの窓口業務を行う予定です。それ以外はここに記載してありますように、連合会で処理してまいります。

6条は、事務所の位置で、自治会館が予定されています。20年度からは国保会館6階建てが東白島に完成いたしますので、そちらに移転する今のところ予定でございます。

す。

7条から11ページの10条までは、連合議会に関する規定です。定数につきましては、14ページの表の2のとおり選出され28名で組織されます。広島市4人、福山市と呉市各2名、その他の市町から各1名が選出されます。選出は広域連合が2月1日の設立を予定されていますので、それ以降の議会で選出していただくことになります。

かえっていただきまして第11条から13条は執行機関に関する規定です。

12ページをお願いいたします。

14条は補助職員の規定で、現在、県職員2名、派遣職員8名、国保連職員2名で準備しておりますが、来年度から派遣職員は22名となります。この内訳につきましては、先日、お配りしております一覧表をごらんいただきたいと思っております。

17条は経費の支弁の方法です。

14ページをお開きください。

別表3です。まず、総務費などの共通経費として、均等割、高齢者人口割の負担割合が規定されております。これは、国の基準や、全国の負担割合を参考に決められております。

次の、医療給付に要する経費で、98条に定める市町の負担すべき額は先ほどの参考資料1の公費負担部分、国・県・市町村の負担割合が試算されております。4対1対1と決められておりますが、この市町村負担割合のことを指しております。

次の保険料、その他の納付金、高齢者医療確保法105条に定める納付金につきましては、主には高齢者の方が納める1割の保険料を指しております。この保険料が市町に入り、広域連合への負担金となっていきます。

12ページにお戻りください。

附則として、この規約は広島県知事による広域連合の設立の許可のあった日から施行するものです。2月1日が予定されております。

次のページの2項から第6項までは、経過措置の規定です。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

前田議員。

○3番（前田鎮夫君） これは新制度だろうと思うのですが、言葉が第一気に入らんですよ。後期高齢者というのはどういうことですか。75歳以上は後期高齢者言うのですか。今初めてなので、わしもたまげたのですが、これはしょうがないとしましても、これは新しい制度を皆さんに理解してもらうために、こんなデータではちょっと理解できないですよ。一覧表でもいいから、こういう新しい制度ができましたよと、何か解説したものをいただくと、皆さん理解されますこれで。わしちょっとこれじゃあなかなか理解できません。新しい制度のものなら、やはりこれ、法律で決められたものですから、今ここでただただと言ってもしょうがないのですが、理解を得るためには、やはり新しい制度として、こういうふうになりましたと、従って、当然、これ事務組合みたいなものでしょうから、それに江田島市も加入せにやならんのだということはよくわかり

ます。それでしたら、こういう制度になりましたので、一つ新しい組織へ加入するに当たって理解してくれということ、何かそういう一覧でも結構ですから、理解しやすいものが欲しかったと思うのですが、いかがですか。今からでもできませんか、これ。非常に理解しにくい。

○議長（田中達美君） 吉田福祉保健部長。

○福祉保健部長（吉田 茂君） どのような資料がご入り用かご指摘いただければ用意いたすことはできるのですが。

○議長（田中達美君） 前田議員。

○3番（前田鎮夫君） どのような資料言いましても、もうわかる資料ならいいのですよ、どんなものでもええんです。要するにそれこそ半ページでもいいのですよ、新しいこういう制度ができましたと、これについては、こういう団体に加入せにゃいけませんと、この団体の構成というものはこんなものと、それから、例えば負担金があるのでしょ、これ、当然。負担金は幾らになります、1割負担がこうなりますと、1割負担があるのでしょ、これは。今度は高齢者に対する1割負担があるのでしょ、これ書いてあるのを見ますと。そういうものもいりますということも簡単でいいのですよ、もう理解できればいいのですから。これの中で全部条例見ますと、規約案を見ますと、わかりにくいのですよ、全部、ひっくるめて見ないかんから。それをお願いします。理解できるものならどんなものでも結構でございます。

○議長（田中達美君） 吉田福祉保健部長。

○福祉保健部長（吉田 茂君） ネーミングにつきましては、75歳以上の方を後期高齢者と呼んでおります。それで65歳から74歳までの方を前期高齢者と通称呼んでおりますので、これは高齢者の医療の確保に関する法律でもはっきり後期高齢者と医療に関する法規でうたわれておりますので、ご了解いただきたいと思えます。

それと、資料につきましては、また後ほど用意いたしますのでよろしく願いいたします。

その他、この後期医療に関しまして、ご質問ございましたらどうぞお願いいたします。

○議長（田中達美君） 前田議員。

○3番（前田鎮夫君） しつこいようですけれども、これ私、ここへ出される前に、せつかく文教の委員会があるわけですから、そこででもちょっと簡単に説明していただければ、皆さんが集まられた場所ですから、非常に質問しやすいし、ラフにもの言える、こんな本会議で、これはどうですかと質問はできはしませんわな、これは。やっぱりそういう場所の提供をしていただきたいと思えます。これはお願いでございます。特に文教の委員長おられますので、ひとつ委員長、よろしゅう言うといってください。以上でございます。

○議長（田中達美君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） 確かにわかりにくい点があると思えます。ぜひ、理解できるような資料をお願いしたいと思います。

そこで、今、老人保健の特別会計、これやっておりますよね、これのかわりのような

ものではないかなと思うのですが、今度は事務だけになるわけでしょう。75歳以上、そういう理解しとっていいわけですか。

○議長（田中達美君） 吉田福祉保健部長。

○福祉保健部長（吉田 茂君） 今の老人特別会計の予算は、平成22年まで今のところ継続してある予定です。過誤調整等の事務が入ってまいりますので、そこまでしておく予定でございます。それと、広域連合の特別会計、やはり20年度からつくっていく予定でございます。

ほかにもう1点あったと思うのですが、お答えになってなかったら。

申し遅れましたけれども、保険料の徴収事務が入ってまいります。それが新たな事務として加わってまいります。それと、各種届け出の受付事務が本市の分でございます。

○議長（田中達美君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） 事務だけになるわけでしょう。今の老人保健は拋出組合ですか、入ってきて、それを給付費に回している訳じゃあないですか。そういう事務、全部広域でやるわけでしょう。ですから、特別会計いらんのじゃないですかね。

○議長（田中達美君） 吉田福祉保健部長。

○福祉保健部長（吉田 茂君） 一応、保険料等が市町に入ってまいりますので、一応特別会計を通して国保連合会に支出するというところでございます。

○議長（田中達美君） 沖議員。

○22番（沖也寸志君） 私はこのことについて、お上がやられることであって、議案をいただいたときに、これは確かにおかしいのという気持ちがしたのです。昨日と今日と、ほかの議員さんから、委員長としておまえは何かどうかということを実は2、3聞いておるところでございます。先ほど、前田議員が申しあげましたように、やはりこういうちょっと複雑な、また新しいことでございますので、こういうことは委員会できっちり物事をやっていかなければいけないという議員の申し合わせ事項の中にあるように、やっぱり行政側としても、こうこうでどうかなというぐらいのことはあってもいいのではないかと思うのですが、どうですか、吉田部長。

○議長（田中達美君） 吉田福祉保健部長。

○福祉保健部長（吉田 茂君） おっしゃられるとおりだと思います。私どももこれを理解するのに相当時間がかかりまして、大変遅くなりまして申しわけないと思っております。以後気をつけてまいります。

○議長（田中達美君） 沖議員。

○22番（沖也寸志君） 行政職のプロが非常にわかりづらいということ、我々、議員はまだまだわかりづらいわけでございますが、なかなか、どっちが先かということもございませぬけれども、先日、文教厚生委員会を開いたときに、今の保育園のいろいろな諸問題を行政側の方から説明いただいたおりにですね、幼稚園の検討委員会なるものが何回か開かれておりますけれども、そこには全然、文教の委員として出席をした者もおらんというようなこともございますので、そここのところもう少しよくよくお考えになって進めていただきたいと思いますが、これお願いでございます。以上、終わります。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。



(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、「議案第93号 広島県後期高齢者医療広域連合の設立について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、「議案第93号 広島県後期高齢者医療広域連合の設立について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第94号

○議長(田中達美君) 日程第10「議案第94号 江田島市副市長の定数を定める条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長(曾根 薫君) 議案第94号でございます。江田島市副市長の定数を定める条例案でございます。地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布をされ、平成19年4月1日から施行されることに伴いまして、副市長の定数を定める条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決を求めるものでございます。

この自治法の改正というのは、ここに書いてありますように、今年の6月7日に公布をされまして、その骨子が自治法の161条第1項では、市町村の助役にかえて、市町村に副市町村長を置くこととされたわけでございます。そして、副市町村長の定数につきましては、条例でこれで定めるものとされたこと、これは法律第161条第2項で明記をされておりまして、私もこの法律改正に伴いまして、定数を定めることにいたしました。地方分権の一層の推進、制度改革、権限移譲等によりまして、役割分担や、事務量が増大していく中で、市長は他の市長とともに、これまで以上に制度問題の調査、検討、県・国との協議、働きかけに時間とエネルギーをさくことになるでございましょう。市長が留守がちでも、市政をしっかりと動かすことのできる体制が必要でありまして、市長は条例で副市長の定数を2名とするように提案を申し上げるわけでございます。内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長(田中達美君) 田口総務部長。

○総務部長(田口宜久君) 16ページをお開きください。江田島市副市長の定数を

定める条例でございます。地方自治法第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数を2名とする。附則この条例は平成19年4月1日から施行するというものでございます。

設置理由でございますが、今、市長が説明をされたことと重複するところがあるかとも思いますが、従来は、首長（市長）の補佐的な役割が主でありましたが、地方分権の中身の一つとして、自己責任、自己決定の時代となりました。したがって、その流れを受け、より積極的に首長の命を受け、政策及び企画立案等について、いわゆるラインとして首長に次ぐ立場から、関係部門を指揮監督し、また必要な政策判断を行うことを明確にするものでございます。

また、市政推進のために、行政分野を大きく分割したときに、2人性が望ましいと判断したものでございます。

参考資料として、次のページに江田島市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則、それから、18ページに江田島市副市長の職務分担規則を添付しておりますので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

山木議員。

○17番（山木信勝君） 今、江田島市は行財政改革を強力に進めておるところでございます。今までは助役さん一人ですわね、今度は副市長がなぜ二人いるのか。一人分多くなりますよね、その点をまず第1点はお伺いいたします。

それから、給与の件でございますが、給与もどれぐらいになるのかお伺いいたします。

それから、規則のところでお伺いしたいのですが、18ページの第2条の3項、152条第1項の規定の適用がある場合を除くとあります。そのところをお伺いいたします。以上です。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 今言いましたように、大きく市の施策を二つに分けるとするのが一つと、それから収入役がどうなるのかというお尋ねかとも思いますけれども、違いますか。

給与のことについてはこれから、今、市長が一般質問でも言いましたように、報酬審議会等審議をお願いして決めていくという段取りになろうかと思えます。

それから、地方自治法第152条第1項の定めのことにつきましては、しばらくお待ちください。後ほど答弁させていただきます。

○議長（田中達美君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） 今、私が聞いたのは行革に反するのではないのかと思うのですよね。今で言えば助役が一人増えることになるでしょ。人件費を減らさんにやあいけんのじゃあないですか、市長さんもいつも言うておりますよね。そのところどう考えているのか。

○議長（田中達美君） 曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 総額では人員が増えないのです。自治法の規定でいきますと収入役をなくするのだと。そして、会計事務については、会計管理者は一般職から充てるのだということですから、特別職は増えないわけです。それで勢い人件費も増えないわけです。そして、給与、待遇面はどうなるのかということですが、基本的には、現行条例の規定で今度の報酬審へ提案をするわけです。上げもせん、下げもせんということで本市審議会へ相談をするということで、全体額から言いますと決して行革に反するものではないです。むしろ私は、行革を推進するためには、ぜひとも新副市長は二人で分担をさせたい、先ほども申し上げましたように、権限をある程度持たさないと、一つの例をとりますと、例えば、企業誘致をするのに折衝をせよと命じたときに、今であれば助役が出向いても、最終的な決定権は私にあるものの、これをある程度、権限を持たせて、タイミングを見ながらやる仕事があるわけですから、一々帰って来て、市長の意見を伺いながらまた行って折衝を続けるというものではございません。スピード感が必要なのです。そうしますと、新副市長に権限を持たせて役割分担をさせて、そして地方分権、権限移譲が増える中で、文字どおり主体性を持った新副市長で対応ができるような、そういうシステムを行いたい。これは自治法の改正の趣旨です。以上です。

○議長（田中達美君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） 給与の額は増えると思うのですよ。収入役のかわりは会計管理者がつくと思うのですがね、その方は部長級が入るのではないですか。そう額は変わらないと収入役さんと大体。副市長が一人増える、額は増えますよ。同じではないですよ。

それから、今の現時点で、三役でやっておられて、不都合の点はないと思うのです。一生懸命やっておられるのではないですか。市長の前でね。

○議長（田中達美君） 曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 現在のあり方はご存じのように、本当に一生懸命やっております。特別職を含め、そして、管理職も含め一生懸命やっております。しかし、これからの行政というのは、さらに輪をかけた事務量、責任これが伴うわけです。したがって、私のあり方は、先ほども提案理由の説明の中に申し上げたように、これからはがいよいよ正念場でございます。今までも一生懸命やってくれました。これからはそれ以上の求められる時代になるわけです。それに対応するためには、ぜひとも役割分担をして、私が縦横無尽に市政が担当できるようにこの役割を果たすためにも、二人体制はぜひとも必要なわけでございます。

そして給与が増えるとおっしゃいますが、個々具体的に今おっしゃいましたが、例えば収入役はなくなるわけです。自治法上。そしたらその収入役の報酬がなくなります。そして、会計の中に収入役にかわる一般職の職員を充てるという考え方でなくて、今ある会計事務を専門的に一般職に担当させるわけです。人事のことは今から始まるわけです。一人増えるとか、二人増えるとかいう問題ではございません。これからは一人二役も三役もやらなきゃならん時代ですから、ですから、職員も今与えられた仕事以上のものをまた求められる、そういうことからするならば、給与は押さえ、そして仕事はどんどんやれよという時代でございますので、それはこれからの人事のあり方によって、生

じるわけですから、ご理解をいただきたい。

○議長（田中達美君） もう4回目になりますので最後の質問にしてください。

山木議員。

○17番（山木信勝君） やはりね、人が増えると人件費が増えるのですよ。ほかの経費もいるのですからね。そのとこをよく考えてください。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 先ほどの第152条の第1項の部分ですが、これを見ますと副知事または助役が2人以上あるときはとなっておりますが、うちの場合はそこにありますように、あらかじめ職務分担を定めておりますので、それぞれの分野で決裁をしていただき、判断を下すというふうに理解をいただきたいと思います。

○議長（田中達美君） 鎌田議員。

○16番（鎌田哲彰君） 合併して2年間、市長さんの今までの動きを見させてもらいますと、大変な激務だというのは理解できます。その意味で、副市長を2名設けて、ある意味、市長さんが今度は島外もしくはいろいろなところに出ていろいろな活動をされてもっと江田島市をアピールできるような、またいろいろなものを持って帰れるようなことで発案されたのだらうと思います。ただ、山木議員と同じような質問になるかと思うのですが、さっき市長さんは、歳出は増えないのだというふうに確かに言われました。全体的にはそう変わってはこないとは思いますが、住民が望んでいるのは、実際、大柿町もそうだったように、収入役制をなくして、ある意味リストラなのです。経費削減なのです。ということは、市民がやっぱり望むのは、今の江田島市を見ますと、本当に大丈夫だろうかという声が多い中、今、こうして収入役はなくす、ああよかったではないかという声は絶対出てくると思うのです、それだけなら。それをのけて副市長を2名置くということは、収入役の代わりに助役が2人制度になるのと同じであって、そうしてまたその単なる助役ではなしに、副市長いう今言う執行権を持たすと、権限を持たすということになれば、市長プラス2名、3名の執行権を持った人ができるわけですね。市長いうのは、住民の選挙によって選ばれるわけです。そうすると、住民がああこの人ならということで丸がつけられるわけなのですが、副市長には住民からすれば丸をつける術がないのです。ある意味では議会にかかってくると思うのですが、議会でしっかりと協議をされた中で決まったものなら納得せざるを得んと思いますが、まだそこまでの協議も、今出されただけで、それぞれ協議もされてないと思うのですが、私はこの際ですから、収入役をなくして、意味経費削減を求めて、副市長は一人にする、そして半分は市長、半分は副市長という2名で分担をしていただいて、その分、市長はそれだけ多少は仕事も激務から多少は楽にはなるのではないかという気がしますけれども、2人の執行権を持つ副市長ができることに関しては、ちょっと疑問、それと今の経費削減には一つもなっていないということを言いたいのですけれども、いかがでしょう。

○議長（田中達美君） 曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 権限移譲のおっしゃるように首長は、市民の支援を受けて選ばれます。助役は文字どおり、副市長ですね。副市長は議会でご同意をいただいて決ま

ります。ただ、権限移譲というのは、どこまでも最終的な責任は首長にあるわけです。その首長が仕事の量を減らすための副市長制ではございません。これからどんどん、どんどんやらなきゃならんことが山積しておる、処理をするためにその一部を私の権限を持って執行ができるような体制づくりをせよというのが法律の趣旨です。

そしてもう一つは、人員の削減をもくろんだ自治法の改正ではございませんで、文字どおり会計事務というのは、今、与えられた職員が、特別職を置くものではないという判断で自治法が改正されて、今、与えられた職責は一般職で十分だよということで、収入役はなくすということでございますので、どこまでも基本としてはその行政のあり方をこの自治法改正で行われ、さらに私たちが考えなければならないのは、どこまでも経費は節約しなきゃならんという基本のものは持つておかなきゃならんということでございますから、そのことは十二分にわきまえながらやっていくと。副市長制2人にした最大のねらいは、先ほど申し上げましたように、これから山積する仕事をしっかりとやっていくという、それが市長がやらなきゃならんことの中の一つでございますので、ご理解をいただきたい。

○議長（田中達美君） 鎌田議員。

○16番（鎌田哲彰君） とは言いましても、やっぱり住民が、ああそうか、それで2人の副市長がそれだけのことをやっていただけるのなら納得いける何かをやっぱり今、アピールしておかないと、このまま議会が勝手に認めたという形になるとまずいので、さっき市長が言われましたように、減らすための副市長制ではないですよと言われましたけれども、せっかくのチャンスを、収入役がなくなって、確かに仕事が忙しいのもわかります。大変な労力が今後かかってくるのもわかりますが、それを何とか、せめて2人の体制で、市長と副市長2人で分け合って頑張ってもらうことはできないのか。それは3人にすればそれだけ、今までと経費が変わらないにしても、住民から出るのは、収入役をなくせばそれだけ削減になるのではないかという思いが大きくあると思うのですよ。それをいきなり3人体制にするよりも、時期を見て、やっぱり副市長が2人いるよという判断ができたときに2人にさせていただいて、当面は1人いうことはできないのでしょうか。

○議長（田中達美君） 曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 私は合併をする直前、そして合併をしてからも、文字どおり首長の補佐ができる役割というのは、1人よりも2人でできないかというご意見もありました。しかし、ことのあり方を十二分にわきまえながら、これから進むのだという気持ちでここまできました。今がその2人体制、さっき16番議員が3人体制とおっしゃった、市の責任者は私1人でございます。これは首長一人。副市長2人体制というのを今まで思っていた、これがいいきっかけで私は仕事ができるのではないかという決断で副市長2人制を提案申し上げたわけでございます。内容につきましては、先ほど来、申し上げましたように、本当に複雑多岐でございまして、慎重に慎重を重ねてのうえの私の決断でございます。自治法上からいうと、助役は副市長にするというような文字どおりの法的に根拠規定がなされたわけです。2人制にするというのを私はこれからのあり方について、ぜひともそうさせていただきたいという思いで提案をいたしております。

○議長（田中達美君） 新家議員。

○15番（新家勇二君） おおむね中身は、趣旨はわかったわけですが、以前、市長から伺ったときに、片方の副市長はこの職員分担にもありますように、会計課に関するのとあるので、助役、収入役が副市長2人になるのかなと思ったわけですが、会計管理者は特別職の管理者になる、課長の管理者ですか。そのところが会計課長でもいいのではないかと、そういうふうに理解するわけですが、そこらのところはどうか。もう1人増えるわけなのですか。

○議長（田中達美君） 曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 会計管理者というのは、先ほど来申し上げておりますように、一般職の職員ですから、全体の中でそれを決めるわけですから、それから、極端に言いますと、収入役にかわる職員を1人増やすのではございませんので。全体の中での会計管理者というのを置くわけですから。これは法的に根拠はなされておりますからということでございます。

○議長（田中達美君） 胡子雅信君。

○4番（胡子雅信君） 今、それぞれの議員の方々が質問された中でおよそ把握しておるのですが、私も副市長2名というところに、先ほどの鎌田議員と感覚としては似ておまして、今この副市長の職務分担規則案の3条の2項に、2人の副市長すべてに事故があるときは、総務部長がその事務が代理決裁することができると思いますが、例えば、今、副市長の所掌事務の分担しておりますがその担当部、局長に権限移譲ということで、副市長1名、そのほかの事務の各部局長の権限移譲という仕組みというのとはできないものなのではないでしょうか。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） 例えばですね、決裁区分がありますね。具体的にいけば、入札の式札を決めるときでも、総務部長で決める金額はこれまで、助役が決める金額はこれまでよ、市長が決める金額はこれこれというふうないろいろな段階を設けておるわけですね。そういったところが今の制度でございまして、今の先ほど来、市長から説明しておりますように、政策判断等々、いろいろな政治的なものを必要とするのが副市長の役目でございますので、いわゆる第3条の2項にいう、すべてに事故があるとき総務部長がその区分というのは、ああ想定外の外というふうなことですね、ご理解いただけたらというふうに考えております。

○議長（田中達美君） 越野議員。

○1番（越野哲也君） 私は簡単な質問なのですがけれども、先ほど、参考資料の2人の副市長の順位というのがありますけれども、参考資料の18ページの方では、二つ、〇〇副市長、〇〇副市長というふうになっておまして、ちょっと簡単な質問で申しわけないのですが、業務と順位は関係するのですか。それとも、人的なものでそこに入る名前によって、そのときに上下するというので、業務自体の上下というのではないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（田中達美君） 曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 〇〇というのは、やはり複数いる場合は、1人に順位を決め

ておかないと、2人が同時にその役割をやるというわけにはいかない。私が例えばですよ、第1副市長とか、あるいは第2副市長とかいうふうにこの規則の中で定めれば、その順位が決まるわけなのです。自治法上からいっても決めておかなきゃならんことです。以上です。

○議長（田中達美君） 越野議員。

○1番（越野哲也君） そしたら業務とは関係ないわけですよ。ですから、こちらに一文にありますように、総務に関する業務を、産業に関する以下の方の、この方が1番に上がるというわけではないわけですか。

○議長（田中達美君） 津山助役。

○助役（津山直登君） 職務分担規則は要するに2人の名前を入れまして、A副市長とB副市長という形になります。その方のうちどちらかを順位を定める規則の中でA副市長、B副市長という順番になるのか、B副市長、A副市長という順番になるのか、これは自由でございしますが、一般的にはA副市長の方が上位にくるというのが通例であろうかと私は思っております。それは市長が規則で定める。要するにAというか、例えば、総務部に関する事項を所掌する副市長が第1副市長という意味ではございません。結果的にそうなるということはありません。

○議長（田中達美君） 吉岡議員。

○14番（吉岡憲伸君） 私は基本的には反対はいたしません。ただ、今まで助役が1名で、絶対的な事務をやっておられた。それが今回、2名ということで、分割されておりますよね。こういった場合に、細かい要望事項であれば、はっきりとどちらの副市長になってくると思うのですが、広範囲で要望した場合、どちらの例えば、市民生活部に関係することと、それから産業部に関係すること、これが重なってくる可能性もあるのですけれども、その都度、副市長同士で話をされるということ当然あっても当たり前だと思うのですが、そうすると、今までよりも余分に時間をとってしまう。結局、最終的には市長に会うことになるのだらうと思うのですが、その辺、分割してスムーズに行くこともあれば、逆に時間かかってしまうことがある。これについて、ちょっと市長一言。

○議長（田中達美君） 曾根市長。

○市長（曾根 薫君） ありがたいアドバイスのご質疑でございます。そこで私の調整権というものが生じてきますから、市民に負担をかけないような方策を私自身が考えなきゃならないという思いでございまして、そのコントロールの調整は私が私の責任として行い、特に連携だけは十二分にとらせるような方法を私はとっていきたくと。先ほど例を挙げられましたが、両方にまたがる案件で市民が相談をしたいこと等がある場合には、どのように対応していくかというのは、基本的には両副市長で調整を図りながら人に迷惑かけないようなより以上の工夫がいるという思いでおりますから、今後はぜひともそれは私の責任としてやらせていただきたいというように思います。

○議長（田中達美君） 吉岡議員。

○14番（吉岡憲伸君） あくまでもスムーズに行くように、こういった規則をつくるわけですから、逆に足手まといになるようなシステムになっては困りますので、この

辺はよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（田中達美君） ほかにありませんか。  
（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより「議案第94号 江田島市副市長の定数を定める条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、「議案第94号 江田島市副市長の定数を定める条例案について」は、原案のとおり可決されました。

13時30分まで休憩いたします。

なお、休憩後は副議長と議事の進行を交代いたします。

（休憩 12時22分）

（再開 13時30分）

〔議長退席により副議長着席〕

○副議長（上田 正君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

#### 日程第11 議案第95号

○副議長（上田 正君） 日程第11「議案第95号 江田島市市民サービスセンター設置条例案について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 議案第95号でございます。江田島市市民サービスセンター設置条例案についてでございますが、市民の利便性の向上を図るため、江田島市市民サービスセンターを設置することに伴い、条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。内容につきましては、市民生活部長をして説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（上田 正君） 玉井市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君） それでは、「議案第95号 江田島市市民サービス



センター設置条例案について」の補足説明をさせていただきます。

参考資料といたしまして22ページ、23ページにサービスセンターの運営要項案を添付させていただいておりますので、これと合わせての説明とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、第1条の設置でございますけれども、先ほど、市長が提案理由で申し上げましたように、市民の利便性の向上を図るために設置をさせていただくものであります。第2条の設置場所でございますが、これは江田島市大柿町飛渡瀬180番地、株式会社イズミゆめタウン江田島の方へ設置をするということでございます。場所と言いますと、1階のフロアの位置では南側、大柿町側の方になりますけれども、こちらの入り口のところにございますソフトバンクの携帯電話ショップの隣でございます。スペースといたしましては、大体13.5平米、坪数で言いますと約4坪余りになるかと思っておりますが、こちらでの業務の開始を予定しているところでございます。

第3条の所掌事務につきましては、市民生活課、税務課の窓口業務に関するものが主なものでございまして、参考資料の運営要項案、ちょっと22ページの方をごらんになっていただければと思っておりますけれども、事務の内容につきましては、ここに掲げております第3条の内容の事務を取り扱うということでございます。4条につきましては職員の配置。それから、第5条につきましては、サービスセンターの業務日及び業務時間の定めでございます。

業務日につきましては、年末年始、12月29日から翌年の1月3日までと、これはイズミゆめタウンでございますが、ここの休業日を除く日、このものでもって業務をいたしたいということでございます。業務時間につきましては、運営法にございますこれ23ページの方にあるかと思っております。これの5条の定めにありますように午前11時から午後6時30分までを予定をしているということでございます。

附則といたしまして、第1項でこの条例は平成19年2月1日から施行します。また、2項といたしまして、江田島市支所、出張所及び連絡所設置条例の一部を改正し、別表江田島市江南出張所の項を削るというものでございます。

簡単ではございますが、以上で議案第95号 江田島市市民サービスセンター設置条例案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

11番議員。

○11番（浜西金満君） 何点か質問させていただきます。

まず、1点目、時代が変わって今の状況であれなのですが、今、説明ではゆめタウン江田島ですね、これといわゆるテナント組合みたいな方が大柿町商業開発というふうに、多分南側はそちらの方なのですが、今、どのようなイズミさん自体がその大柿町開発さんとのシステムがどうなっているのか、その辺、どちらがお相手かまず1点と。

私ども定かでないのですが、土曜、日曜とか祝日ですね、ああいうのもどうするかということ。ちょっと私が聞き漏らしたかどうかその辺確かめたかったですから。

もう1点、4坪ということで、いわゆる地床代、実際はこういうものイズミさんにで

きるということは、イズミさん側にとっても大変プラスですね。それでイズミさんでは、正直なところ渡り舟だと思うのですよ。こういったことができるということは、そういったスーパーにとっても非常にプラスになる要因なのです。そういった交渉をどういうふうに進めたのか、実際無償に近い形でもいいと思うのですが、もちろん電気代とか、ああいうようなことは別ですが、その点いかがでしょうか。

○副議長（上田 正君） 玉井市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君） それでは、1点目の件でございますけれども、これは先ほど、今の議員が申されましたように、以前、大柿町の開発、名称ちょっと私もよく承知しておりませんが、そちらの方でということでありまして、今現在は株式会社イズミの方でもってすべてのものの賃貸このものをやっておるということにお聞きしております。

それから、業務の日にちの件でございますけれども、これは先ほどの説明で申し上げましたように、年末年始、それから今のイズミの休業日、このものを除いてすべては業務を行うということでございます。

それから、1点賃貸の関係だったでしょうか。この件につきましては、費用の面につきましては、それぞれの業種によって多少違うところはあるということもございまして、一応、料金そのものについては、ちょっとこの場での公式の場でははっきり申し上げられませんけれども、金額そのものの設定からすれば、まずそんなにまでは高く設定はなされていません。一応このぐらいでこの賃貸の件については、ご勘弁いただければと思います。

○副議長（上田 正君） 11番議員。

○11番（浜西金満君） 詳しいそら金銭のことまでないのですが、このような施設は例えば、呉とか、広島なんかにはかなりあると思いますので、その辺を参考にされたのかどうかですね、そういった賃貸の件で参考にされて考えられたのかどうかいうことをもう一度お願いします。

○副議長（上田 正君） 玉井市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君） 一応この施設の設置そのものにつきましては、広島市に、それから、呉市、ここらの今の業務内容についての検討、これらのものではさせていただきますけれども、賃貸につきましてご存じのように呉市の場合は、呉市の観光施設ですか、こちらの中に以前、そごうの方から昨年あたりこちらの方へ移動をしているということで、広島市の場合はそごうという大きな中にサービスコーナーを持っております。ただ、施設そのものの規模なり、そうした今の集客の大きさ、こちらもありますので、料金そのものは余り参考にならないということがございます。ですから、あくまでもうちの市として、サービスのコーナーを設けるのにできるだけ経費は抑えたような形で、現在の出張所、それから、支所でなくて連絡所ですか、こちらの方でかかっている経費、こちらと同程度のものになるような形でもっての今の賃貸交渉をさせていただいたということです。

○副議長（上田 正君） 11番議員。

○11番（浜西金満君） ケースはちょっと違うのですが、いわゆるスーパーなんか

に銀行の無人のああいっただのも置いていますよね、キャッシュカードシステムとか、そういった江田島市のそういった施設を置くのは、初めてなことだと思います。やっぱりそういった意味で、今、一般質問にも財政緊迫のおりというので、極力、さっき私が一番初めに質問したように、スーパー側にとってはかなりの魅力なのですよね、逆にね。そういった施設ができてくれることができますね、かなりスーパーにとってはよう来てくれたという感じのところはあると思います。そういったのを踏まえて、たぶんもう値段は決めているのではないかと思います、今後そういうことがありましたら、そういったやっぱり民間のノウハウをちょっと勉強しながら、そういった交渉事も、イズミにとってはええ話なんです。そういったことを考えながら進めていただきたいと思います。終わります。

○副議長（上田 正君） 17番議員。

○17番（山木信勝君） 出張所の組織、統廃合については、この間、9月、10月ですかね、変更したばかりですよ。これでまたころころこのように変えるということは、市長さんに信念があるのかなと思うのですよね。そこらどういうふうに考えてこういう施策を変えるのか、3、4年してまた変えるのはまだわかるけど、半年もたたんうちに変えるのですからね。その辺をどう考えておるのかお伺いいたします。

それから、このサービスセンターには2人ぐらい正職員を配置するということですが、2人つけるとほかの課の職員が減となりますよね、そのほかの行政サービスが減少するということになります。この辺をどのように考えておるのかお伺いします。

それから、施行日であります。19年2月1日ですが、これはきりのよい4月1日にしたら、するのが本当だと思うのですがお伺いします。

それから、勤務時間です。11時から6時30分、イズミが開くのも9時30分からだと思えるのですよね。夜は9時から。この職員の勤務時間を昼休みを除いて、正味6時間30分しか働かないような、勤務しないような状況になっておりますね。これはおかしいのではないかと思います。以上です。

○副議長（上田 正君） 曾根市長。

○市長（曾根 薫君） まず、最初にご質疑のありました市長に信念がないのではないかと私の方からご答弁させてもらって、後の職員の配置とか、あるいは時間とかいうようなことについては、助役から説明を申し上げます。

まず、計画性がないのではないかとこの点につきましては、私は全体的な計画を策定する中で、できる部分から逐次実施をさせてもらおうというふうなことを申し上げておると思うのです。この案は、実は職員からの発案がありまして、市民サービスの低下につながる前向きな考えを市長やろうではないかという提案が、幾つかの提案がいつもあるのです。その中の一つに、まさに出張所、あるいは連絡所の業務のあり方等を見つめながら、できる部分からやらせてもらおうよということを皆さん方の協力を得て、ある程度は進んでおると思うのです。

時期についても、会計年度独立の原則で4月1日に始まり、翌年の3月31日で終わるということを基本にして4月からとおっしゃるのですが、私はいいことについては、率先してやるべきだという考え方持っておりますので、ぜひともこの施行期日で施行し

ていきたいという思いでございます。以上です。

○副議長（上田 正君） 玉井市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君） まず、最初に職員2名の配置の件でございますけれども、2名とさせていただいておりますのは、まず、個人情報扱います機器を設置をするということが1点でございます。それと税金等の公金の収納、これも扱いをすることから、事務所の方には常に1名必要といたします。また、食事、トイレ、こうした不測の事態に備えることも必要であろうとこう考えております。

それから、今の2点目の業務の時間が11時から6時30分までになっておるのはなぜかということかと思えますけれども、この営業時間につきましては、ゆめタウンそのものの営業の時間が、我々のサイドからすれば、行政のサービスを受けられるお客様が一番多い時間帯であったと考えて、そうした時間を設定をさせていただいています。買い物で利用をさせていただけると、それと、近年、単身勤労世帯であるとか、夫婦共稼ぎの今の世帯等、平日の時間内に諸証明の交付等を受けることが困難な方、こうした方に利用させていただけるのではなかろうかということでの設定をしているということです。

それから、勤務の今の時間でございますけれども、これは労働組合こちらとの方の協議を今、総務部の方で行っていただいておりますけれども、現時点では、一応、午前10時30分から午後7時30分ということで今、協議を進めております。この10時30分から7時30分といいますのは、午前中の場合も事前の準備、午後につきましても、そこを閉めて内部での事務の整理、役所の方での事務整理という時間がございますので、このように今、協議をさせていただいているところでございます。

○副議長（上田 正君） 17番議員。

○17番（山木信勝君） 今の開ける時間とか閉める時間、自由の時間があるということですがね、各支所、本庁でもそういうような手続きがあるわけですからね、それはおかしいと思えますよ。やはり8時間勤務してもらわんとね。

それから、もう1点、市長さん先ほど言われた分ですがね、ころころ変わるということで信念がないということではありますが、最初の組織変更のときに、なぜそれやらなかったのですか。今わかったからやりますというてやるのではね、おかしいのではないですか。組織変更のときにやりゃあよかったではないですか。

○副議長（上田 正君） 曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 先ほどの答弁と全く同じでございます、時は動くわけですよ。最初に計画したときにもこういう案はあったのですが、結構、検討議論をする期間も、そして相手があることですから、交渉の中でどのようなサービスが発揮できるか、この議論もいるわけですよ。ですから、そのときに全部を網羅してちっとやるといったものではなくて、これを変えろという意味、一歩前進のサービスのセンターを置くということですから、そこをひとつわかっていたいただきたい。

○副議長（上田 正君） 玉井市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君） 先ほど、山木議員、勤務時間のことを申されましたけれども、施設内には防犯シャッターを設置できないという理由がございます。そうし

た中において、ノートパソコン等、端末の方の機器、そこらのものについては、日々、持ち帰るようになるかということで、このような時間設定をさせていただいております。ですから、当然、時間といたしましては、午前の10時30分から午後の7時30分ということで8時間の勤務になるかと思っております。

○副議長（上田 正君） 17番議員。

○17番（山木信勝君） 今の時間帯の件です、勤務時間の件ですがね、パソコンじやの、シャッター閉めるのも1分ぐらいでできる、そんな何時間もいるわけではない。そんなことはないよ。

○副議長（上田 正君） 玉井市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君） ですから、本庁の方からイズミまで、当然、今のそのものを持って行く時間も必要かと思っております。それはご理解をいただければと思っております。

○副議長（上田 正君） 15番議員。

○15番（新家勇二君） このサービスは今から始めるわけですが、利用状況によって、継続するか廃止するか否か考えられておるのでしょうが、どういうふうな考えで継続するか否かを判断するのかちょっとお伺いします。

○副議長（上田 正君） 助役。

○助役（津山直登君） 基本的にこういう窓口業務につきましては、全体の流れといたしましては、本庁及び支所を中心といたしまして、これまでも申し上げておりますように、出張所、連絡所等につきましては、原則として廃止にしていくという方向が一つございます。そういう中で、一方で、子育て支援等の対策であります。先ほど部長申し上げましたいろいろな世代の支援対策という中でやはり窓口業務がどうしても平日等難しい人は、あるいは5時30分までの時間帯では難しいといったようなご要望が一方でも多かったということもございますので、市長先ほど申し上げましたように、いろいろ検討した結果、こういう新しい視点でのサービスというものを開始したらどうかという、こういう流れになっております。ただ、ここに市内でいえば1箇所でございますので、我々としては事前の調査では、周辺地域からもかなりバス便等もございまして、利用状況が多いのではないかとと思っておりますけれども、当面わかりませんので、一応正規職員を配置をいたしまして、時間帯のこういう設定をいたしますが、すべて事務内容とか、それから時間帯につきましては、規則にゆだねさせていただきまして、このあたりは実施状況を見ながらフレキシブルに対応させていただきたいというふうに考えております。それから、もちろん費用対効果等の面で、利用状況が仮に少なければ、これはもちろん将来的にどうするかというのは、この時点でまた検討させていただきたい、そういう考え方でいきたいと思っております。

○副議長（上田 正君） 15番議員。

○15番（新家勇二君） 多少要望にもなるとは思いますが、2人の職員で広域的な広い知識を持った人が対応しなければ、せっかくあっても何だこれはということになるので、なるべくうまい対応ができるように、十分な知識を持って対応して、せっかくのサービスですから、やってください。お願いします。

○副議長（上田 正君） 4番議員。

○4番（胡子雅信君） 1点だけ質問させてください。今回、この件に関しましては、私も浜西議員さんがおっしゃったように、すごく先進的ないい施策というか、設置に関しては賛成でございます、一つだけ質問させてください。サービスセンターに常時2名の職員の方を配置するというので、業務のあいている時間というのが、休みというのが12月29日から3日までと、ゆめタウンさんの休みの日ということなのですが、もちろんこれは何名かの方がローテーションを組んでやられるということよろしいでしょうか。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） お見込みのとおりでございます。

○副議長（上田 正君） 7番議員。

○7番（山根啓志君） 先ほど、浜西さんがお伺いしたのですが、家賃の問題なのですが、今日も一般質問で行財政のことがいろいろ出たのですが、そういう中で質問して、答えられないというのはちょっとおかしいのではないかと思うのですよ。要は、この人はみんな守秘義務を持って会議に出ているのですが、答えられんというのは議員を信用してないのではないかと思うのですが、どうなのですかね。

○副議長（上田 正君） 玉井市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君） 議員を信用しないとかいう問題でなくして、ここの公の場で申し上げますと、そのものが今、すべて外の方へ出ていくということでございます。ですから、一応、イズミの方からは、今のそうした単価についてひとつ慎重にお願いをいたしますという申し入れがございましたので、そのように申し上げるということでご理解を賜りたいと思います。

○副議長（上田 正君） 7番議員。

○7番（山根啓志君） わかるのですが、まあええんですよ、出さんかっても、ここを出したら、よそへ広がるというのがそれを守秘義務を守るかどうかということではないかと思うのですが、ただこれは補正か何かで組むのでしょ。そのときはどうしてもわかると思うのじゃが。

○副議長（上田 正君） 玉井市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君） どのように答えさせていただいたらよろしいんかというちょっと今、自分でも悩んでおりますけれども、一応、ここでのと言いますのは、当然、今の議会であったことにつきましては、議会広報こういったところでも外に発信するというのもございますでしょうし、一般の方々が傍聴もということもございます。そうした中において、少しでもそういった経緯についてご配慮を賜りたいという申し入れがあったということです。

○副議長（上田 正君） 9番議員。

○9番（胡子勝弘君） 今の行政改革、山根さんも皆言いよるのですが、既に教育委員会が農協を借り、あれだけの次から次へ建物が空くというときに、なぜここの今のイズミへ店舗を持ったら、皆倒産するぐらいの高いところを借りなければならないか、どうして支所を使ってから、支所でその運営をしたらいかがなものですか。

○副議長（上田 正君） 玉井市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君）　いろいろお考え方はあろうかと思えますけれども、我々といたしましても、この件の設置につきましては、いろいろ検討をさせていただいてまいりました。そうした検討をした中におきまして、江南、それから、飛渡瀬地区、ここは人口重心地でもありますし、また地理的な中心地でもあります。こうしたところへ行政窓口というものが必要だというのは、皆さん方も同じような考えだろうと思えます。そうした充実した行政窓口を置くとした場合に、だったらどこが施設としてどこがいいかということがございました。そうした中で、一応、先ほど議員申されましたような、江南出張所の存続、それから、拡充、こうした方向も一つあろうかと思えます。また、藤三の江田島のショッピングセンター、それから、デオデオの江能店、こうした商業施設あろうかと思えますけれども、まず江南出張所につきましては、利便性の高い商業施設で行う場合のコスト比較をした場合に、余り大差がないということが一つです。それから、駐車場が江南出張所の場合は狭い、それから、県道江田島大柿線ですけれども、これからも少し離れているという点がございまして。それから、商業施設グループの中で、そしたらなぜイズミなのだろうかということがあろうかと思えますけれども、他の商業施設の店舗の面積、それから、駐車場の面積、こうしたところから比べましても、2倍以上のものをイズミが有しているということで、利便性によりでた。

それから、もう1点、イズミゆめタウンの中に、能美バス、ここのロータリーが整備をされている。バス利用が便利だということもあります。そうしたもろもろのことを一応考えさせていただいた中で、集客力があり、なおかつ市民の利便性にすぐれているということでもって検討をしたということでございます。

○副議長（上田 正君）　9番議員。

○9番（胡子勝弘君）　あのね、今の江南と飛渡瀬の支所ですか、出張所ですか、あれも統合の問題についても、駐車場の問題いうてすぐ駐車場の問題があがるのですが、今も駐車場の問題があがったのですが、駐車場がどんどん広いだけいるだけそれだけ利用者がおれば役所もほんまに職員の日当計算もすぐ出ますよね。しかし、それだけ駐車場が広いだけ、いるだけのそれだけの仕事ないと思うのよね。無理にこれが飛渡瀬江南へそうやってサービスセンターを置かなければならないものか、あるいはそういうふうに土曜、日曜、あるいは時間外をそういうふうにサービスに置くということは、無理に江南飛渡瀬を置かんでも、大柿支所でやってみるとか、こういう考えはないのですか。

○副議長（上田 正君）　玉井市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君）　先ほども申し上げましたように、この施設の設置につきましては、市民の利便性を第一に考えさせていただいたということがあります。それと、今まで江南の出張所ですか、その場合とは、今回のサービスの内容というのは、充実面では多少違ったものがございまして、端末機等を設置することによりまして、従来のような単に諸証明を交付するだけでなく、素早く、また、幅広いサービスが提供できるものと考えております。したがって、当然、利用していただけるお客様につきましても、市民の方につきましても、今まで江南の方で、江南の出張所を利用しておられた方以外に他の地区からにおいても、そうした住民の方が利用していただけるのだろうということで、先ほど、駐車場の件も一つの選定理由であるということは申し上げまし

たけれども、狭いよりは広い方がいいのではなからうかということでご理解を賜りたいと思います。

○副議長（上田 正君） 22番議員。

○22番（沖也寸志君） 費用対効果という、今さっき助役さんがおっしゃいましたが、この今の市民生活部の方がお二人ほど派遣というか、ローテーションで回られるのでしょうかけれども、時間の、開けてみなわからんということで、その間にこれだけの業務で人数が足りないことに仮になれば、また人数を増やすものがあるものなのか。時間的なことも、イズミが閉店まで開けることも考えておられるのか、その点ちょっとお尋ねをします。

○議長（田中達美君） 田口総務部長。

○総務部長（田口宜久君） それこそ初めての県下でも初めてのケースでございます。したがって、ケース・バイ・ケースというのですか、これからの状況を見ながら、この23ページにあります、所属する者のうちからとなっておりますが、必要とあれば、嘱託職員を配置するとか、そういったフレキシブルな対応を考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○副議長（上田 正君） 22番議員。

○22番（沖也寸志君） フレキシブルな対応をされるということで、それは県下最初で、それはマスコミの方が喜ぶようなお話ではないかとも思ひますけれども、今、私はなぜそういうことを申しますかと言ひますと、あれだけの利用客の多い店舗に対して、私はこの業務だけではなしに、ほかのいろいろな相談とか、いろいろなことも市民の皆様が、せつかくそこにフレキシブルに対応するものができたので、ちょっとこういうことを尋ねてみようとか、こういうことをお願いごとがあるのだけれどもどうだろうかという、そういう質問等、相談等があった場合に、市民生活部の今の議案で出ておりますア、イ、ウ、エですが3条の（1）、それ以外のことを全然できないのですよと、そんなことは上からも言われておりませんので、本庁に行って聞いてくださいというような対応を職員さんがされたときにですよ、開けてみなわからんのですけれども、そのときに市民がどう思うのですかね、私そこやと思うのです。それがちょっと長くなりますが、今は合併して2年、11月1日から合併したわけですけれども、10月の半ばぐらいには、職員さん、4つの町の職員さんがガラガラポンということで、内示が出たのではないかと思うのです。それで、めでたく11月1日に合併をしてから数日たって、ある支所に印鑑証明か住民票か、そういう窓口業務のことを証明書か何かもらいに行かれた市民の方が、待っても待っても順番がこないのだと、約10分ぐらい待って、先ほどお願いした職員さんが庁舎の中へぐるっと回って、わたしにはわからん言うて威張って言われたという、それで慌ててほかの職員さんがすぐ対応されたという、普通、2週間そこらの内示があれば、もう自分の次からこなしていかなきゃいけん業務というものは、おのずと勉強しておのずと申し送りを受けているはずだと思うんです。今はこれだけの精鋭な職員さんがおられるわけですから、そういうことはないと思ひますけれども、その辺のところはどうでしょうかね、どういったふうな展開を予想されているのか、ちょっと答弁いただければと思うんですが。



○副議長（上田 正君） 曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 幾つかご質疑を賜りました。私は3つばかり申し上げたいと思うのです。

9番議員がおっしゃった今ここでなくてもいいだろうというご発想、しかし私は現況を見てみるのに、沖美の美能の方から、あるいは江田島の北部のエセギとか大須の方の方々もイズミを多く利用しておられます。買い物一つするのに、ああそこへ行けば、役所の用が足せるよと、これは大事なのです。ただ、我々がやろうとすることを一方通行ではいけない。何ととっても皆様方がリーダーでございます。地域であそこへ行けばある程度の役所の仕事かなうよということを言いながら、多くの方々に利用ができるようなセンターを目指したいと、これが一つ。

それから、もう一つは、職員のエキスパートをここに配置するか、あるいは極端に言いますと、浅く知識を持った職員を配置するか、そういった面で随分と助役をチーフにして議論をした結果、何ととっても民間と公の違い、これは民間でなければこのノウハウを持っていない、まだまだ私をはじめ、公務員は、親方日の丸的な意識で、時間がたてばいいのだというような意識のまだまだ残った部分があるわけです。それを市の職員をローテーションを組んで行かせながら、民間のノウハウをしっかりと身につけて帰れ、そして輪を広めていけというぐらいにやらないと、なかなか地域住民がそこは利用してくれません。一つの例ですが、私は今、本庁でのカウンターの業務は、すこぶる意識改革をしてくれて、住民の目線に立った対応をしてくれておると思うのです。先ほどご指摘があったように、聞かれてもわしは知らんよというのではなくて、もしわからない部分があったら、すぐ詳しいセクションに連絡をとって、住民の要望に応えるような、そういった職員を育てなきゃいけません。そのためにも、このセクションは本当に試金石だと私は思っております。まだまだ未知数でございますから、やってみないとこの成果が出ないでしょう。よく言えば、初めからそういうふうな私の願いが通じるようにしたいのですが、ある一定の期間は、場合によっては閑古鳥がなくような、そういった目に余る部分であるかもわかりません。これは、我々がしっかりと職員を見張りながら、時にはそのセクションに行ってみるとか、そしてその成果を助役、部長に逐一報告させるとかいうふうな、そういう思いが強うございますので、どうか今からやることについて、ご意見をしっかりといただいて、より以上のセンターができますようにしたいと、こういう意気込みでおりますので、何とぞご理解をいただきたい。

○副議長（上田 正君） 22番議員。

○22番（沖也寸志君） 市長さんありがとうございました。その市長さんの厚い思いが遺憾なく発揮されるようお願いをしたいと思います。最後になりましたのであれですけれども、いずれにしましても、市民の方が、がっかりというようなことがないようにお願いをいたしたいと思います。

それと、先ほどの賃貸の金額の件ですけれども、浜西議員も申しましたし、山根議員も申しました、ショッピングセンターにとっても本当に願ったりかなったりではないかとおっしゃったのは、浜西議員ですけれども、ではそうであるならば、別にここで私、イズミさんの方から、慎重に取扱いをお願いしますというよりも、どんどん、どんどん

うちを使ってください、うちも江田島市からお金いただくわけですから、ギブアンドテイクですよということで、どういうことで金額を公表できないのか、その本当の事をおっしゃっていただきたいと思えますけれども、別に隠すことでもないですし、ここから情報が漏れる、漏れんというよりも、広く今から周知をしていかなければいけないことでもありますので、その辺、もうちょっと詳しく説明していただけないでしょうか。

○副議長（上田 正君） 助役。

○助役（津山直登君） 実は、交渉事の中で、テナント料の問題というのが結構時間をかけた問題でございます。おっしゃるような趣旨で、我々としても実は、設置につきましては、当方からもお願いをいたしました、その中には議員ご指摘の、先ほどからご指摘のありますように、しかし、イズミさんにとってもメリットがあるということで一定の配慮はしてもらいたいというようなことで交渉をスタートをいたしました。最終的に妥結したのはつい先日までございましたけれども、一応、先ほど市民生活部長申し上げましたように、我々としても、いろいろ実は配慮してもらっています。そういう意味でむしろ宣伝された方がいいのではないかとということで、お店側にとってもメリットになるのではないかとということを申し上げたのですが、どうも個別のテナント料金につきましては、当事者以外には公表しないという、そこらあたりの契約の敢行といえますか、そういうものがあって、公式の場での発言は注意してほしいというのがイズミさんの要求でございました。ただこういう話でございますので、あえて申し上げますならば、一応、最終的には、ああいった店舗の通常のテナント料の半額ということで落ちつきました。敷金等についてはゼロということで最終的な結果になったというふうに。具体的な料金については、補正予算で大体おわかりいただけると、その辺で推察をいただければというふうに思っております。

○副議長（上田 正君） 2番議員。

○2番（野崎剛睦君） 内容はまた出るのでしょうか、補正予算の中で、これ越野議員から私教えてもらったのですが、ここに出ているわけです。これ確かに2カ月でこういう金額だったら、非常に安いという金額でございます。それで多分、イズミの方は、これは他のテナントにつながって、自分ところも1階で倍ぐらいの賃料で借りているから、市に貸したぐらいの価格にしてくれということではないかと思うのですが、そこらはどうでしょうか。私の推察のとおり。私はそのように解釈しとるわけなのですが。

それと、今度、これ一つ、要望になるわけなのですが、やはりそこにつかれる担当者というのは、やはり市の顔になるわけです。だから、その市の対応が悪かったら、市全体の行政が悪く見られるということでございますから、十分、教育して派遣される職員を教育されると同時に、また、窓口でも市民いうのですか、民間の知恵をかりるように意識を吸収していただくように教育していただきたいと思えます。以上です。

○副議長（上田 正君） 玉井市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君） 私、イズミの方ではないので、非常にちょっと答えにくいのですが、議員さんおっしゃられましたように、そのような意向ではなからうかというように思います。

○副議長（上田 正君） 3番議員。

○3番（前田鎮夫君） 市民サービスのためには非常にいい提案ではなかったかと私は理解しております。ただ、ここまで議論が積まれたかどうかというのを一つお聞きしたかったのですが、こうした全地区を対象にしたような、いわゆる人口重心地でございます。多分、相当のお客さんが来られる中で、これはかなりそれなりの利用はあるのではないかと思うのですが、それを逆に利用というか、その施設を利用されるお客さん、市民の方に対して、現在ある出張所、行政改革の中でいろいろ出張所の検討もされておるようですが、これがうまくいくことによって、ほかの出張所も早く何とかしようというような議論をされたことがあるのかどうか。これをちょっとお聞きしたい。

○副議長（上田 正君） 助役。

○助役（津山直登君） 何とかしようと言いますか、出張所、連絡所につきましては、先般来、申し上げておりますが、本年度一応10月1日をもっていろいろ対応させていただきましたが、今後とも段階的に廃止の方向で対応したいというふうに考えています。

○副議長（上田 正君） 20番議員。

○20番（扇谷照義君） 出張所を新しくつくることは大賛成なのですが、その前にもう一つ、各地区に郵便局という、今まで郵政がやっておられた国の設備があるわけです。今度は公社になって民営になります。そういうところを利用してできる範囲の住民票とか、そういう納税あたりの仕事もできるのではなからうと、以前、広島県下でも郵政の設備を使ってそういう業務をしるところが何カ所かございますので、その方が民間のああいふ出入りするところも結構だと思えますけれども、今、江田島市全体に郵政の設備というのは、今現在、端末を持っていく必要はない、ファクスを持っていく必要がない、ただ手数料を払えばやっていただけるのではなからうかと。私も以前、出張所が廃止になったときに、中町の局長さんあたり、あるいは大君の局長さんあたりとそういう交渉をしたことがあるのですが、今、公社になったばかりで、民営化になるからもうちょっと待ってくれということで、資料はいただいておりますけれども、中断するような事情がございます。それが決まればもうちょっと市の方へもアドバイスしたいと思っていたのですが、そういうものの将来性について、考え方がどうなるとするのかちょっとお聞きしたい。

○副議長（上田 正君） 助役。

○助役（津山直登君） 郵便局が今度民営化されまして、少し形態が変わりますけれども、郵便局をいろいろな形で行政サービスの提供窓口として利用するという問題につきましては、従来からの郵便局長さんとの協議会等でも話題にしております。今回、昨年度から出張所等の廃止問題のときにも議論には出しておるのですけれども、いずれにいたしましても、その問題につきましては、いわゆる今の役所のやっておる業務委託という形しかなかなか受け入れにくいということでございますが、今回のサービスセンターは、特に土日、祝日とか、それから、夕方の業務時間の延長とか、こういうところがまさにサービス支援対策も含めまして、幅広い形での市民ニーズに応えることになるのではないかと、少し郵便局で代行委託できる範囲とは全く視点の違った意味でのサービスが提供できるのではないかと考えておまして、郵便局に対する行政委託の問題につきましては、引き続き検討課題ということで進めておるものでございます。

○副議長（上田 正君） 19番議員。

○19番（太刀掛隼則君） 今の業務のことについてですが、ア、イ、ウですが法人税、市民税の申告書、これは確定申告等の受付だけされるのかどうかお伺いしたいと思います。

それとですね、さっきから質問があったお答えのようですが、今の時間をもうちょっと延ばしたらどうかという話なのですが、その利便性を考慮してからここへ設けたということなので時間も6時30分までというのですが、江田島市の方は呉・広島に勤める方が多いのですよ。その人らが帰って来たといったら6時30分では、もう少し延ばしてもらわなどうもならん、利便性をと言われるのだったらそう思います。お伺いいたします。

○副議長（上田 正君） 玉井市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君） 業務の関係で今、申告のことをお尋ねになられましたですけれども、申告については、一応、こちらのセンターの方で受けられるように対応をさせていただくよう考えております。ごめんなさい。受理をさせていただきたい。それから、時間につきまして6時30分ということをおっしゃられましたけれども、どの程度の方が利用していただけるかということは、今の時点では、本当、確定的な要素はあろうかと、当面の間は今のそうした形でもっての1時間程度の平常日においては時間の延長ということですが、このものの変わっていいいますのは今の土曜、日曜、祭日、こうしたときにご利用いただけるのではなかろうかということで当面の間、6時30分ということで設定をさせていただきました。

○副議長（上田 正君） 19番議員。

○19番（太刀掛隼則君） その時間の分はわかりました。

土曜、日曜日できるので、もう少し早くやってもらいたかったと思ひまして。というのはですね、岩国哲人さんという参議院の議員さんが、島根かね、あの方、15年ぐらい前に、市長やられたんかいね、見に行ったんですよ。スーパーへ置いておりました。江田島もやられたねと思ったことがあります。おそいような感じがします。それで、今の税務の窓口、国保税や使用料はみんな受けるのですか。

○副議長（上田 正君） 玉井市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君） あの収納については、ここですべて受けるように考えています。

○副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより「議案第95号 江田島市市民サービスセンター設置条例案について」を起立

により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、「議案第95号 江田島市市民サービスセンター設置条例案について」は、原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第96号

○副議長(上田 正君) 日程第12「議案第96号 江田島市表彰条例等の一部を改正する条例案について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長(曾根 薫君) 「議案第96号 江田島市表彰条例等の一部を改正する条例案について」でございます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布をされ、平成19年4月1日から施行されることに伴いまして、関係条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いするものがございます。内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしくお願ひします。

○副議長(上田 正君) 田口総務部長。

○総務部長(田口宜久君) 25ページをお開きください。江田島市表彰条例等の一部を改正する条例でございます。これは地方自治法の一部改正に伴っておこなわれるもので、字句の整理が主なものです。すなわち、助役、収入役をそれぞれ副市長に、また、収入役を会計管理者にあらためるものです。5本の条例の一部改正でございます。第1条から説明させていただきます。

江田島市表彰条例等の一部改正でございます。

第1条江田島市表彰条例の一部を次のように改正する。第3条第3号及び第4条第1号中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

第2条江田島市防災会議条例の一部改正でございます。

第2条江田島市防災会議条例の一部を次のように改正する。第3条第2項中「助役」を「副市長」に改める。

第3条江田島市職員定数条例の一部改正でございます。

第3条江田島市職員定数条例の一部を次のように改正する。第1条中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

第4条江田島市特別職報酬等審議会条例の一部改正でございます。

第4条江田島市特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正する。第1条中「議員報酬の報酬」を「議会議員の報酬の額」に、「助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。

第5条江田島市公共下水道事業（能美地区）の設置等に関する条例の一部改正でございます。

第5条江田島市公共下水道事業（能美地区）の設置等に関する条例（江田島市条例第156号）の一部を次のように改正する。第7条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

附則といたしまして、第1項施行期日でございます。

この条例は平成19年4月1日から施行する。

第2項として経過措置をあげております。第1条の規定による改正後の江田島市表彰条例第3条第3号及び第4条第1号の規定にかかわらず、改正前に「助役、収入役」であった者は、改正後の「副市長」とみなすものでございます。なお参考資料といたしまして、27ページから31ページまで新旧対照表を添付しております。アンダーラインの部分が改正箇所でございます。

以上で説明を終わります。

○副議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

17番議員。

○17番（山木信勝君） 31ページのところであります。ここではじめて、収入役から会計管理者に変わるということでございます。会計管理者に一般職を据えるということではありますが、部長級を据えるわけですか。お伺いします。

○副議長（上田 正君） 助役。

○助役（津山直登君） 職務の格付けにつきましては、特に規定はございません。人事の中で考えていきたいと思っております。

○副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより「議案第96号 江田島市表彰条例等の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、「議案第96号 江田島市表彰条例等の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第97号

○副議長（上田 正君） 日程第13「議案第97号 江田島市税条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第97号 江田島市税条例の一部を改正する条例案について」でございます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布をされ、平成19年4月1日から施行されること及び前納報奨金を廃止することに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○副議長（上田 正君） 玉井市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君） それでは、議案第97号 江田島市税条例の一部を改正する条例案についてをご説明申し上げます。参考資料によりまして説明させていただきます。34ページをお開きください。

改正部分の抜粋でございますが、右側が現行、左側が改正案でございます。改正内容につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、第2条第1号中市吏員を市職員に改めるという条項改正と、前納報奨金を廃止することに伴いまして、第42条第2項及び次のページになりますけれども第70条第2項の納期前納付にかかる報奨金の交付条文を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行するというところでございます。以上で議案第97号江田島市税条例の一部を改正する条例案についての説明を終わらせていただきます。

○副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

17番議員。

○17番（山木信勝君） 前納報奨金が全部なくなるということですが、今年度から前回の半分で今やっているわけですが、一括納付がやはり少なくなりましたかね。おうかがいします。

○副議長（上田 正君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉井栄藏君） 件数につきましては17年度から18年度でみますと、住民税は17年度1,708件のものが18年度1,871件。それから固定資産税については17年度8,212件のものが18年度6,601件と、数字では住民税では多少件数はのびておりますが固定資産税の部分については下がっております。

○副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより「議案第97号 江田島市税条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって「議案第97号 江田島市税条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第98号

○副議長(上田 正君) 日程第14「議案第98号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長(曾根 薫君) 「議案第98号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」でございます。平成21年4月1日から江田島中学校と切串中学校を統合して江田島中学校とし、切串中学校を廃校することに伴い、現行条例の一部を改正する必要があると認めますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、教育部長をして説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○副議長(上田 正君) 三島教育部長。

○教育部長(三島雅司君) 38ページをお開きください。新旧対照表で説明いたします。右側が現行、左側が改正案でございます。学校設置条例の第2表、別表2は中学校の名称及び位置を定めたものです。この表中からアンダーラインを引いております切串中学校の項を削るものです。

37ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行するものです。なお、廃校となります学校の通学区域につきましてはこの一部改正案の議決が得られた後に教育委員会議において通学区域に関する規則を改正し、統合先の区域に加える変更を行います。

今回、条例の一部改正を提案させていただきましたのは、江田島中学校建設の国庫補助金の申請に当たりまして、統合による新築補助のメニューによる申請を行います。この補助金の申請につきましては、義務教育小学校施設費を国庫負担法施行令第6条に、当該学校の統合が条例等で定められたものに限り、統合予定年度の3年前から整備できる規定があります。

また、補助金の申請期限が例年2月上旬となっておりますので、本定例会に提案させ



ていただくものです。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番議員。

○13番（石下洋子君） 切串中学校の統合についていろいろと準備が進められているとのことですが、切串中の統合について私は次のように思いますが、いかがお考えかお伺いいたします。

私は切串中学校を江田島中学校に統合すれば、切串中の子どもにとっては何のメリットもなく便利が悪くなるばかりだと思います。現在50人くらい的人数ですが、そうすると1クラス平均16～17人かと思います。それだけの人数がいればちょうどよいクラスではないかと思います。統合する必要があるのでしょうか。

市長、教育長は財政のことよりも子どものために統合すると言われましたが、子どものためであれば統合しないほうがよいと私は思います。人数が少ないほうが学習効果が上がるというのは既に実証されています。いじめ等も少人数であれば先生が一人一人に接することができるので発見しやすく、すぐに対処もできます。フィンランドが世界の学力をつけることができたのも少人数であったからだと言われていています。また、もう一つ地域は学校がなくなればますます寂れます。学校統合は過疎を促進する政策だと私は思います。

統合すれば財政効率はよいでしょう。しかし地域が寂れては何のための統合かわからないのではないのでしょうか。財政的には苦しくても、学校を残し、地域の活性化をみんな考えて方向でなければ、江田島市全体がますます過疎化が進んでいくと思います。過疎化を食い止めるためにも、学校は残すべきであると私は思います。

○副議長（上田 正君） 教育長。

○教育長（正井嘉明君） 学校統合の主旨につきましては、石下先生ともこれまで既に4年間を通して議論をさせていただいておりますが、常に言われるのは、学級規模が小さければ子どもたちにとって非常に幸せではないのかと常に主張されるわけですね。私たちが言っているのは学級規模が小さいそのことについてですね、云々を言っているのではなしに、学校規模が小さくなっている、学級規模ではなしに学校規模、あるいはその規模が極めて小規模化し複式化しているから、どうにか将来の子どもたちに教育環境を整えるのには学校統合やむなしと、そういう苦渋の選択を地域の皆さんや保護者の皆さんと一つ一つ丁寧に、そして誠実に説明会を開かせていただいて、ご理解とご協力を得て今日に至っているものでございます。

それからいつもさかんに言っておられます、小規模学級が非常に効果を挙げているということですが、確かに小規模学級の大切さは県教委も認めておりますから、30名を超えれば、その半分の2学級に、あるいはPTの指導を入れるとか、少人数指導の大切さというのは随所に取り入れながら、今、江田島市でも教育を進めているわけです。

小規模校のデメリットの部分については、繰り返し申し上げますが、全国のへき地小規模校の現場の教育のいわゆる具体的な教育実践で、ここにはやはり問題ありと理論的

な裏づけがされているんです。小規模校については、特に、教育の場面では、今学習のことだけが強調されますけれども、生活と学習といういわゆる両側面がありますね、学習集団としての側面があります。このことを強調されますが、子どもたちには生活集団・社会集団としての教育の側面があるわけです。あまりにも少ない集団では、一定の集団以上でないと教育活動が成り立たない部分がたくさん出てきているということもご理解いただきたい。特に、一定の集団といいますか、生活集団あるいは社会集団、これはどういう言葉で言ったらいいのでしょうか。学習集団の方は教科学力と、まあ学力で教科学力という言葉を使えば一方では生活学力が非常に問われている時代です。昨日も鎌田議員の方から学校週5日制の生活部分はどうかという問いかけがされております。確かにいじめの問題もどちらかと言うと子どもたちの人間関係、あるいはコミュニケーション能力とかこういった部分にもメスを入れて取り組まなければいけない時代にさしかかっている。単に学習効果、教科学力の水準が少人数指導であれば効果があるということだけを強調されてもですね、この辺はやはり理解しがたい部分であろうと思います。

したがって、今後は学校統合というのは、今までも話しましたように最終的な目的ではありません。まさに手段で今からこの教育効果をどのように高めていくかという大きな大きな課題を背負って、また次のステップを踏んでいかななくてはならないという、そういう熱い思いもしておりますので、ぜひともご理解をいただきたい。このように考えております。

○副議長（上田 正君） 13番議員。

○13番（石下洋子君） 今、生活集団と言いますか、生活の問題を言われましたけれども、少人数学級の方が生活の面と言うんですか、子どもの人間的な成長を助ける面でも少人数学級の方が良いというデータがあります。もし、多人数学級の方がそういう面で成果があるというデータがありましたら、ぜひ示していただきたいと思います。

私は切串程度の50～60人ですね。そういう学校であれば十分にそのコミュニケーションも取れるし、学習効果も上がると思います。切串から小用まで来るといったら随分30分ですか、時間もかかりますし、大須の子どもたちはもっとかかります。だから、市町村の合併とか農協の合併と同じで、合併すると市民とか学校であれば子どもたちが便利が悪くなるばかりだと思っております。ですから、先ほど生活面とか人間性の面とかいうようなことを言われましたけど、そういう根拠をきちんと説明、データを示して説明してくだされないと納得いきません。

先ほど申しましたように、地域が学校がなくなれば必ず寂れていきます。切串にだんだん若い人が住まなくなると思います。そういう方向でなしで、何とか学校を維持して若い人が江田島にとどまるような、産業とかなんとか活性化を考える方向での政策に切り替えていかなきゃあ、江田島を発展させることはできないと私は思います。

ぜひ根拠があれば納得いくように出してください。

○副議長（上田 正君） 教育長。

○教育長（正井嘉明君） いわゆる生活集団あるいは社会集団としての教育の側面のことをですね、具体的なデータを出せということですが、先ほども申し上げましたよう

に、全国のへき地あるいは小規模校が実践しておる、そういう研究冊子は多々出ております。

そういったところが一つ一つ紐解いてみても、具体的な教育実践で裏づけされておるわけですね。そういったものを見てもですね、まさに50人ぐらい、60人ぐらいと言われますけれども、後何年もすれば30台になるんです。そういったことを見通して1学年が10人程度でクラブ活動あるいはいろんな体験を、特に中学校の場合はもっとも多感ですね、大きく成長する。中学校1年生というのは第2の誕生日だと言われるぐらい大きく成長する時期なんですね。様々な体験をさせてやらないといけない時期なのです。このことをですね、先ほど30分もかかると言われてきましたが、切串から小用の小学校跡地に建てる予定ですが、30分はかからないんですよ。また中学生の体力から言って十分持ちこたえられる距離ですから、そんなに子どもたちに体力的な負担をかけるというふうには考えておりません。

それからもう1点。地域の活性化につながらないんじゃないかと、確かに説明会に行きますとですね、学校がなくなるということは非常に寂しいことであり、賛同しかねるというご意見もあります。しかし、子どもたちの将来を考えたときに諸手をあげては賛成できない部分、繰り返すようですが、ここまで少子化現象が来たときにはやむを得ないのではないかとというご意見です。

したがってぜひともお願いしたいのは、学校をなくするという視点ではなくて、新しい学校を創造していくんだと、マイナスではなしにプラスの発想をしていただいて、今ある学校のものを握っていたのでは、握ったものを放さないで新しいものを捕まえられないのですよ、その辺をですね、しっかり考えていただいて、ぜひとも学校は子どもたちの将来を見据えた長いスパンでの遠い視点と、さらに幅広い視野でもって、ぜひとも教育論は語っていただきたい。このように思っております。

○副議長（上田 正君） 13番議員。

○13番（石下洋子君） 先ほど30人ぐらいになると言われましたが、ここに学校統合についてで23年でも50人ちょっと切れるぐらいですね、30人になるというのは出ておりません。先ほど教育実践でいろいろな案が出ていると言われてきたけど、私は少人数学級でも十分教育をすれば成果は上がるという本はたくさんあり、少々読んだことがあります。少人数学級だからダメだというようなデータは余りないのではないかと思います。もしあれば教えていただきたいというように思います。

20年にはこの資料で見ると60人ぐらいで少し下がって、23年に50人をちょっと切れるというような感じで出ていますが、このぐらいの人数であればぜひ学校を残して地域の人たちの願いを聞いて、活性化するような方策を考えて人口を増やしていくという方向に行くべきではないかと思います。

○副議長（上田 正君） 教育長。

○教育長（正井嘉明君） 30台になるという人数ですが、生徒の推移につきましては平成24年度に37というカウントをしております。したがって平成23年が42人、その前の平成22年が48と、少しずつやはり減ってきてですね、そんなに急激に増えるということもないし、次第に減ってくるとそういう状況にあるという現状を今後の見

通しとしてですね、ぜひともご理解いただきたい。

それから今のように小規模校でも教育効果を上げていると、全て小規模校も全力を挙げております。江田島市内もですね、小規模校だからといって手を抜いたり、あるいは実績が上がってないということを行っているのではないのです。それぞれの学校が、小規模校は小規模校なりの特色を生かしながら頑張ってきていただいていることは確かです。それを否定はしておりません。しかし将来、新生江田島市の教育の基盤づくりというものを考えたときに、これほど散在して小さい学校がですね、江田島市1,800人の子どもたちに22校学校が散在したときに、どうかそこに手を入れて教育行政が一定の筋道を示さない限り、そのまま放置されたときに、最終的に、やはり子どもたちに一番大きな犠牲を払うということになりかねないんですね、前々から言っておりますように、この問題については慎重には構えますが、あわてず、急いでやらなくてはいけない問題で、今日に至っているということでございますので、ぜひとも理解をしていただきたい。

○副議長（上田 正君） 13番議員さん、これ4回目なので、もうそのことを頭に入れて。

○13番（石下洋子君） はい、わかりました。

今言っているのは切中の問題なんで、22校をどうかという問題を論じているのではありません。それと、教育基盤をきっちりするということは今でも各学校で頑張っているし、小規模校でもきちっとできると、いうふうに思います。規模を大きくしなければ教育基盤がきちっとしていないというふうな考えがおかしいのではないかというふうに私は思います。教育内容は小さくても大きくてもきちっとできると、いうふうに思います。

先ほども小規模校でもきちっと教育ができると教育長は言われました。そうしたら、できるのであれば、子どもたちが遠くの方へ行かなくても地域が寂れないように学校を置くべきだというふうに思います。以上です。

○副議長（上田 正君） これで今の13番の質疑を終わります。

続いて1番。

○1番（越野哲也君） 私は、地元切串の議員として質問させていただきます。

まず説明会のあり方について。2月に私ども地域の説明会がありましたけれども、その後地域の役員、リーダーが一新しまして、7月の時点で私はもう一度、リーダーが変わっているので説明会をきちんとやってほしいと申し上げましたが、ちょうどその後行われたのが、9月が第1回、10月、11月ともうぎりぎりになって今日の上程になったわけです。で、やはりその、どう言いますか、一部の人間はやむなし賛成、小さい子どものおられる保護者は統合やむなしというふうに考え、あるいは高学年の小学校5、6年の保護者の一部はまだまだ反対ということで、地域の保護者あるいは人間にですね、多少なりとも溝ができたわけですね。そう言ったことから、私はもう少し説明会を先般お願いしたときに速やかにやっていただいて、アンケートとかした保護者もありましたけれども、そういったことで反対の輪がちょっと広がったわけなのですが、そう言ったことがないように、できるだけ今後は早め早めにですね、細やかな配慮をしていただきたいものと思います。

それからもう1点が、交通手段・通学の手段ということで、バスの関係の話がありましたけども、あそこの説明会の中では、市の進めている交通網検討委員会等のリンクした話が出なかったわけで、ここでもう一度バス便が非常に少ないですね。1便増便するとかの話はありましたけど、市の交通体系委員会でのバス路線等も含めてですね、通学については十分な対応をお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（上田 正君） 教育長。

○教育長（正井嘉明君） まず第1点の説明会のことですが、一応本年度の2月の段階で、2月の下旬だったと思いますが、この問題については一定の理解が得られたということで、アクセルを踏んで前に進むと、具体的な説明が9月に入ったということで、4月以降新年度に入って区の新しい役員あるいは議員の皆さんも変わったと、いわゆるニューリーダーで変わったということがですね、まだ説明を受けていない。まあ旧リーダーであったということもあったらと思うんですが、そう言ったことで、きちっとその時点で4月に入って、もう1回きちっと説明会を開くべきであったということは素直に反省しております。その後保護者に対しての説明会、大体夏休み明けぐらいから開いていこうということで計画しておりましたが、9月・10月、まあ断水騒ぎがあつてですね、少し遅れたということもあったんですが、それもどういふかね若干予定外のことでありました。9月、10月、1月ぐらいで何回かお話をさせていただいて、確かに賛否両論はあります。これはどこの説明会に行っても100%賛成であるということはない訳であります。どうしてもいろんな心配をされて、そしていろいろご意見をいただく中で、一つ一つ丁寧に説明する中で、徐々に理解をいただいたように思っております。

切串中の最終の説明会でも、たくさんのリーダーの皆さんや保護者の皆さんも、最終的には拍手で頑張ってもらいたいというふうに終わったのは、先生もその雰囲気は見られたと思います。途中はいろいろありましたけれども、確かに意識統一というのは非常に難しいと思います。主義・主張もいろいろありますし、考え方もありますが、一応、結論として覚書を交わして、そしてこの方向で行こうということであれば、確かにいろいろあったご意見は内考しながら、ぜひとも一定の方向で進めさせていただきたいと、このように考えております。

バスの増便等につきましても、通学手段は安全に確保するという覚書の項目の中にもありますので、きちっと進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○副議長（上田 正君） 1番議員。

○1番（越野哲也君） 今のお言葉を信じまして生徒を送り出したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○副議長（上田 正君） 17番議員。

○17番（山木信勝君） 江中と切中は対等合併ですかね、これは。それはどうでもいいのですが、交通手段ですよ。この覚書ではバス等の交通便についてはその経費を負担するということですよ、行政の方が。そうして小用に移るということよ。そうすると江南の方はかなり遠くなりますね。今あの自転車だと思ひますが、全然バスの補助金等はないわけですが、その面どう考えるんですかね。かなり遠くなりますよ。

○副議長（上田 正君） 教育長。

○教育長（正井嘉明君） 通学手段については一応小用へ、小学校の跡地に決めたのは、当然切串中学校の統合というものを視野に入れて、答申に述べられているように、江田島中学校建設を目途に統合するということになっておりますので、その言葉が視野に入っております。今あの通学手段ですか、やはり子どもたちの安全確保の点から、自転車通学は今やっておりますけど、非常に危険だというふうに我々は考えております。どうかこのことは、やはりスクールバス、あるいは路線バスを利用したバス通学に切り替えていきたいと、抜本的な改革をそこで図っていきたい、このように考えております。

したがって江南からバス通学というのは多分無理だと思います。いや、自転車通学ですね、だから当然、どういうかね宮ノ原、あるいは津久茂の子どもたちも極力もう自転車通学は廃止と、そこまで結論が出るかどうか、当然学校も保護者も交えながら一定の結論を出すという手順は踏まないといけないと思いますが、安全確保という観点からもう少し煮詰めた方向付けをしていきたいとこのように考えておりますので、よろしくをお願いします。

○副議長（上田 正君） 17番議員。

○17番（山木信勝君） ぜひともバス通学じゃね、お願いします。終わります。

○副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

12番議員。

○12番（山本一也君） すみません、私は一般質問の中でさせていただいたのですが、どうも議論を聞いておりますと、かみ合いがないような感じがしております。

私も質問のところでも、整合性がなかったように感じております。私は新しい町を作っていくということについて、人づくりが一番大切という思いを持っております。そうした観点でやっぱり統廃合についての説明の時には、やっぱり新しい江田島市の教育構想を、これを中心にした学校統廃合をただ子どもの目線でなしの話に進んでいるのではないかと感じております。そうではなくして、統廃合する地域がこのようにすばらしい町に作りかえていくのだというものがなかったら説明は非常に難しいと思うんです。今の交通アクセスやいろいろな形のを踏まえた説明を今後していただきたい。

私は統廃合についてはやぶさかではありませんので、早いこと進めていくのが私は将来の子どものためによろしいと思っておりますので、そこらのところは、教育長もただ子どもの目線だけではなくして教育行政の目線だけでなくして、町づくり全体の目線で適用の方よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（上田 正君） 答弁はいりませんか。

○12番（山本一也君） いりません。

○副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

○副議長（上田 正君） 反対討論。13番議員。

○13番（石下洋子君） 切串中学校を江田島中学校に統合することに反対します。廃校にする条例案に反対します。

先にも述べましたように、切串中学校の人数では統合しなくても子どもの教育は十分できると思います。学校が遠くなることは何かと不便であることなどから結合する必要はないと考えます。また、学校がなくなれば地域が寂れ、過疎化が進む等も大きな問題であると思います。

以上のことから、切串中学校を江田島中学校に統合することには反対します。以上です。

○副議長（上田 正君） 次に原案の賛成者の発言を許します。

19番議員。

○19番（太刀掛隼則君） 19番は賛成討論を行いたいと思います。

学校統合については、4年間慎重審議されております。学校統合検討委員会を立ち上げ、慎重に審議されてきました。この答申に基づき、地域に出向き保護者・関係者に説明会等を開催し、理解を得たものと私は考えております。

統廃合については、確認書を交わされております。執行部といたしましては、検討委員会の答申を尊重し、今日の運びになったものと考えております。この問題は昨日、今日でた問題ではありません。十分に検討された結果、提出されたものと私は考えております。よって本改正条例案に賛成するものでございます。以上でございます。

○副議長（上田 正君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、「議案第98号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の、起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、「議案第98号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

○副議長（上田 正君） しばらく休憩いたします。

（休憩 15時10分）

〔栗本勲二監査委員 入場〕

（再開 15時34分）

○副議長（上田 正君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

大変、ごたごたして申しわけございません。

それでは日程の順序を変更して、日程第30「議案第114号 平成17年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定」の件から、日程第39「議案第123号 平成17年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定」についてを先に審議をしたいと

思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

### 日程第30 議案第114号から日程第39 議案第123号まで

○副議長(上田 正君) 日程の順序を変更し、日程第30「議案第114号 平成17年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定」の件から、日程第39「議案第123号 平成17年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定」についてを議題といたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第30「議案第114号 平成17年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定」についてから、日程第39「議案第123号 平成17年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定」についてまでの10件を一括議題といたします。

提出者から本10件の提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長(曾根 薫君) ただいま上程になりました議案第114号 平成17年度江田島市一般会計歳入歳出決算から、議案第123号 特別会計決算の議案一括上程になりました。17年度のそれぞれ決算を見ましたので、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて議会の認定に付するものであります。この案件は、平成16年度の決算は前半が7カ月、後半が5カ月という変則的な審査、あるいは認定にしたわけでございますが、当該年度は合併後江田島市として文字どおり、通年予算をはじめ、初めて執行した17年度決算で、審査に当たっては無から有にする決算審査で大変であったと思うわけであります。栗本代表監査委員、小西監査委員には、8月21日から11月10日まで、おおむね2カ月半の長期間、熱心なる審査に当たられ、その労をたとし、敬意を表するものであります。審査意見の結びにもありますように、厳しいご指摘の中にも、非常に温かみのあるご示唆をちょうだいしたと思っております。議会におかれましては、何とぞご理解あるご審議を賜りまして、的確なる認定を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○副議長(上田 正君) これをもって提案理由の説明を終わります。

次に、10件についての監査委員の監査意見についての説明を求めます。

監査委員、栗本勲二さん。

○監査委員(栗本勲二君) どうも議案を繰り上げていただきまして、ありがとうございます。

17年度江田島市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査につきまして、ご報告いたします。



平成17年度江田島市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査につきましては、去る8月21日から11月10日までの間、関係諸帳簿及び証拠書類等の審査など、通常実施すべき審査を慎重に行いました。

その結果、平成17年度江田島市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況は、関係諸帳簿の各計数と符号しており、疑義の経理はありませんでした。審査意見書をお手元に配布しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

なお、平成17年度決算については、前年度との比較ができず、従来の内容と異なっておりますので、つけ加えさせていただきます。以上、報告いたします。

○副議長（上田 正君） 以上で監査報告を終わります。

休憩します。

（休憩 15時40分）

〔栗本勲二監査委員 退場〕

（再開 15時41分）

### 決算審査特別委員会の設置

○副議長（上田 正君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

お諮りします。

ただいま一括議題としました日程第30「議案第114号 平成17年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定」についてから、日程第39「議案第123号 平成17年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定」についてまでの10件については、全議員26名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。なお、この所管の常任委員会にそれぞれ付託し審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は全26名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長の選任については、いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長一任とのことですが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、決算審査特別委員会の委員長には、太刀掛隼則議員を指名します。副委員長に、下河内泰議員を指名します。

○副議長（上田 正君） 暫時休憩します。

（休憩 15時42分）

(再開 15時43分)

日程第15 議案第99号

○副議長（上田 正君） 日程第15「議案第99号 江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第99号 江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。旧大須小学校の校舎の一部を老人集会所として活用すること、及び規定の整理をすることに伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。内容につきましては、福祉保健部長して説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副議長（上田 正君） 吉田福祉保健部長。

○福祉保健部長（吉田 茂君） それでは、江田島市の老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案を説明いたします。

42ページをお開きください。

参考資料新旧対照表でご説明いたします。左側の改正欄、別表1です。改正欄の幸ノ浦老人集会所の次に、大須老人集会所を加えるものです。大須小学校の廃校に伴いまして、今年から2階、3階が公民館として利用されていますが、1階部分を老人集会所として利用するものです。

また、下線部分の4箇所の集会所の住所改正がなされておりましたので、このたび訂正するものです。

41ページをお開きください。

別表2、第2幸ノ浦老人集会所の項の次に次のように加えるということで、使用料を500円と定めています。これは既に公民館の使用料が500円と定められていますので、同額としたものです。

附則としまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。

○副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、「議案第99号 江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、「議案第99号 江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

## 日程第16 議案第100号

○副議長（上田 正君） 日程第16「議案第100号 江田島市ビオトープ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第100号 江田島市ビオトープ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。ビオトープの多様な生態系を維持し、貴重な動植物の捕獲及び殺傷を防止するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副議長（上田 正君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） それでは、「議案第100号 江田島市ビオトープ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」ご説明いたします。

まず、条例案の内容の説明に先立ちまして、このビオトープについての条例案の提案の経緯をご説明いたします。

この対象となるビオトープにつきましては、江田島町古鷹山中腹にございます古鷹山ビオトープのことでございます。このビオトープにつきましては、平成15年から平成17年にかけて、当初は江田島町において、完成時は江田島市において、環境省の自然共生型地域整備推進事業、これを導入いたしまして、当時の休耕田を取得して、いわゆる池・湿地の散策道等のビオトープとして設置したものでございます。このビオトープの管理につきましては、現在、日本ビオトープ協会、この方でボランティアとして管理をいただいております。このビオトープ協会の管理の中で、この9月に現地調査いたしましたところ、いわゆるレッドデータブックで登録されております、いわゆる絶滅危惧種というものが確認されました。その内容としましては、ベニイトンボと言いまして、絶滅危惧種として登録されているものでございます。そのほか、同じ絶滅危惧種として登録されております特別草も確認されました。このことにつきましては、この11月22日付中国新聞において、カラーの写真入りで、赤いトンボも掲載されて皆さんごらんになったかと思っております。このような貴重種が確認されましたので、この貴重種を

保全、保存する必要があるために、設置時につくりました設置及び管理条例の内容を変更するものでございます。

それでは、議案の説明をいたします。

44ページでございます。提案理由繰り返しますと、ビオトープの多様な生態系を維持し、貴重な動植物の捕獲及び殺傷を防止するため、現行条例の一部を改正する必要があるため地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、新旧対照表46ページをごらんください。

改正内容としましては、第4条行為の禁止の項目でございます。第2号に現行では、鳥獣、魚類を捕獲し、又は殺傷することとございますけれども、ここに及び昆虫類を追加するものでございます。

次に、新たに第3号、竹林を伐採し、植物を採取し、または自然景観を損なうこと、これを新たに設けます。

それと第4号、いわゆるこのような外来種を保全、保存するために、外来種を移入し、または植生を行うこと、これを新たに追加するものでございます。この挿入により以下を繰り下げるものでございます。

45ページでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとしています。以上が議案第100号 江田島市ビオトープ設置及び管理条例の一部を改正する条例案の説明でございます。

○副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

17番議員。

○17番（山木信勝君） 久々にいいことをやられるので、いいことやろうと思いません。環境を守るということで、ここで発見されたのはベニイトトンボという大変珍しいものらしいですね。それから、水草なども発見されておるということで。今のNPOさんにフォローアップしていただいているのですか、定期的に。市としては、何か整備していかんやいけんと思うのですが、その辺は何か考えてないのですか。

○副議長（上田 正君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） やはり貴重種の保存は、専門的な知識が必要でございます。逆に、ビオトープ協会で管理していただいているもの、植生の管理というものは逆に余り人を入れないことも管理のうちに入ります。そういう意味では、自然の状態でほうっておくところが一つの管理の状態になります。ただし、市の方としても、こういう貴重種を保全することは必要となりますので、いわゆる注意の換気もしていくとか、そこらの逐次見回り等は対応してまいりたいと考えております。

○副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

19番議員。

○19番（太刀掛隼則君） 改正案にですね、外来種を移入し、または植生を行うと、外来種を入れたら困る思うのですわ。私。これ禁止、どうもすみません。

○副議長（上田 正君） 12番議員。

○12番（山本一也君） 今のところなのですが、こういうものをつくりながら、罰則とか、処罰法というのは設けないわけですか。

今の外来種等でいえば、琵琶湖なんか非常に在来種が絶滅寸前になるような状況の中で、こういうものをつくる中で、処罰法というのか、罰則法というののはつけ加えるのですか。罰則はない。

○副議長（上田 正君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） このような貴重種の管理につきましては、やはり関係機関といろいろ協議、情報交換とか現在でもしておるところでございますので、その辺については検討してまいりたいと思います。ただし、先ほど言いましたように、余り目立つようなことはしない方が保全になりますので、そこらは注意しながらやってまいりたいと思います。

○副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、「議案第100号 江田島市ビオトープ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決します。

本案は原案のとおり決定するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、「議案第100号 江田島市ビオトープ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

## 日程第17 議案第101号

○副議長（上田 正君） 日程第17「議案第101号 江田島市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） 「議案第101号 江田島市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例案について」でございます。非常勤消防団員等にかかわる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成18年9月26日に公布、施行されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものがございます。内容につきましては、消防長から説明申し上げます。よろしくお願ひいた

します。

○副議長（上田 正君） 小跡消防長。

○消防長（小跡孝廣君） 失礼いたします。

それでは、「議案第101号 江田島市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例案について」説明させていただきます。

まず、改正内容でございますが、議案書の49ページの新旧対照表をごらんいただきながらご説明させていただきたいというように思います。

右の表が現行でございます、左が改正案でございます。それぞれアンダーラインを示している部分が今回の改正をされるものでございます。

まず、第2条の賞じゅつ金授与の件でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正で、障害の状態が政令から省令で定めるものとされたために、現行の政令から改正案で、本年9月26日に公布施行された非常勤消防団員等に係る損害補償の支給に関する省令に改正をしております。なお、内容、要件とも変更はございません。

次に、新旧対照表の真中の欄でございますが、5条の授与の対象でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の第9条に規定される遺族補償一時金の遺族の範囲を追加したものでございます。

次に、別表の下の欄の備考でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給に関する省令が9月26日に公布施行されたことに伴いまして、障害の等級は省令とし、等級の決定については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で規定することとしたものでございます。

48ページの方へお戻りください。この附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、よろしくご審議お願いいたします。

○副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、「議案第101号 江田島市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、「議案第101号 江田島市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第18 議案第102号から日程第19 議案第103号

○副議長（上田 正君） お諮りします。

日程第18「議案第102号 市道の路線廃止について」から、日程第19「議案第103号 市道の路線認定について」までの2件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第18「議案第102号 市道の路線廃止について」から日程第19「議案第103号 市道の路線認定について」までの2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

○市長（曾根 薫君） ただいま一括上程になりました「議案第102号 市道の路線廃止について」と、その次の「議案第103号 市道の路線認定について」をご説明申し上げます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○副議長（上田 正君） 黒瀬土木建築部長。

○土木建築部長（黒瀬洋二君） それでは、「議案第102号 市道の路線廃止について」及び「議案第103号 市道の路線認定について」ご説明いたします。

この2案の内容は、50ページに記載しております市道石風呂支線1号、これは江田島町宮ノ原3丁目にごございます192.5メートルの区間を廃止し、改めて同じ市道石風呂支線1号、229.5メートルを路線認定するものでございます。この2案を廃止と認定の議案をあげましたけれども、この考え方につきましては、内容が起点、終点ともに変えておりますので、路線の変更にあらず、道路法の解釈としまして、路線の変更ではなく、廃止及び新たな認定という形で二つの議案をあげさせていただいております。

内容を説明いたします。まず、廃止路線の内容でございますけれども、52ページをお開きください。位置図でございます。この石風呂支線1号、赤丸の起点から矢印の終点まで192.5メートルでございますが、この赤丸の起点を経由する道路の一部、この道路用地につきましては、この一角が財務省用地でございました。ここには今までは自衛隊の宿舍の官舎という形で使用されておりましたけれども、現在、更地になりまして、財務省の所管用地となって更地となっております。財務省の方針としましては、これを分譲処分する計画が予定されておりましたので、当初、市道として認定していた財務省用地の部分を改修する必要が生じました。結果としまして、55ページの新設の路線で

ございますけれども、このカギ形の部分、財務省用地を廃止しまして、起点を改めてこの55ページの赤丸の起点まで延ばします。この区間につきましては、当時の道路用地として道路の形態として使用されておりました。改めてここを起点にして道路に認定するものでございます。

それと、終点につきましても、当初の終点を55ページのとおり、延長いたしました。延長する区間につきましても、これもすでに道路として形態をなしている、江田島市の市有地でございます。里道に接続している区間でございます。結果的にこの起点、終点を変えまして、新たな市道、石風呂支線1号、229.5メートルとして路線認定するものでございます。以上説明を終わります。

○副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、1件、1件議案の採決を求めます。

「議案第102号 市道の路線廃止について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、「議案第102号 市道の路線廃止について」は、原案のとおり可決されました。

「議案第103号 市道の路線認定について」を起立により採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、「議案第103号 市道の路線認定について」は、原案のとおり可決されました。

ここで4時15分まで休憩します。

しばらく休憩いたします。

なお、休憩後は議長と議事の進行を交代いたします。

（休憩 16時05分）

（再開 16時16分）



〔議長、議長席に復する〕

## 延会

○議長（田中達美君） 休憩を解いて会議を続けます。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

なお、明14日木曜日午前10時にご参集くださいますようお願いいたします。

（延会 16時16分）